

平成十六年経済産業省令第九十六号

鉱山保安法施行規則

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、鉱山保安法施行規則を次のように定める。

目次

第一回 総則（第一条・第二条）

第二回 鉱業権者が講すべき措置及び鉱山労働者が守るべき事項（第三条—第二十九条）

第三回 保安教育（第三十条）

第四回 特定施設等（第三十一条—第三十五条）

第五回 鉱山の現況調査及び保安規程（第三十六条—第四十条）

第六回 保安管理体制（第四十一条—第四十四条の八）

第七回 雜則（第四十五条—第五十三条）

附則 第一章 総則

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、鉱山保安法（以下「法」という。）において使用する

用語の例による。この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによ

る。

二 「石油鉱山」とは、石炭及び亜炭の掘採を目的とする鉱業を行なう鉱山をいう。

一 「石炭鉱山」とは、石炭及び亜炭の掘採を目的とする鉱業を行なう鉱山をいう。

二 「石油鉱山」とは、石炭（可燃性天然ガス（石炭又は亜炭の掘採を目的とする鉱業を行なう鉱山において、石炭又は亜炭の掘採に関連して採集されるものを除く。以下「天然ガス」という。）を含む。

以下同じ。）の掘採を目的とする鉱業を行なう鉱山をいう。

三 「鉱山等」とは、石炭鉱山及び石油鉱山以外の鉱業を行なう鉱山をいう。

四 「核原料物質鉱山」とは、ウラン鉱又はトリウム鉱の掘採を目的とする鉱業を行なう鉱山であ

つて、経済産業大臣の指定するものをいう。

五 「鉱山施設」とは、鉱山において鉱業上使用する建設物、工作物その他の施設をいう。

六 「鉱山等」とは、鉱山及び法第二条第二項ただし書の附属施設（以下単に「附属施設」とい

う。）をいう。

七 「地下施設」とは、地下に設けた鉱山施設であつて次に掲げるもの以外のものをいう。

イ その一部が採鉱作業場となつていてるもの

ロ その一部が採鉱作業場となるべき箇所と地表とを連絡するため掘進するため掘進する作業場となつてい

るもの

ハ その一部が鉱床の状況を探査するため掘進する作業場となつていてるもの

ニ イからハまでに掲げるものと直接地中において連絡することを目的として掘削中のもの

ホ 鉱床又はその周辺と地表とを連絡するために掘削したものであつて、採鉱作業場又は掘進

工作場における保安を確保することを目的としているもの

八 「石炭坑」とは、石炭鉱山の坑内をいう。

九 「石油坑」とは、坑道掘を行なう石油鉱山の坑内をいう。

十 「坑井」とは、掘削井、採油井、圧入井、改修井及び廃坑作業井並びにこれらの休止井をい

- う。
- 十一 「集積場」とは、捨石、鉱さい又は沈殿物（坑水又は廃水の処理による沈殿物に限る。）を集積する施設をいう。
- 十二 「パイプライン」とは、石油を導管により坑井、石油貯蔵タンクその他の施設から石油貯蔵タンクその他の施設に流送するための施設の総体（鉱山の敷地内のみに設置するものを除く。）をいう。
- 十三 「車両系鉱山機械」とは、掘削機械、積込機械、運搬機械、せん孔機械その他の原動機により自走できる機械（軌条、架線又はコンベアトラフを用いるものを除く。）をいう。
- 十四 「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第一条第二項に規定する自動車であつて、車両系鉱山機械以外のものをいう。
- 十五 「ボイラー」とは、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第一条第三号に規定する設備をいう。
- 十六 「小型ボイラー」とは、ボイラーであつて、労働安全衛生法施行令第一条第四号に規定する設備をいう。
- 十七 「蒸気圧力容器」とは、密閉した容器で蒸気を発生し、又は蒸気を受け入れて品物を熱する容器、密閉した容器で大気圧より高い圧力の蒸気を発生する蒸発器及び密閉した容器で蒸気を蓄積する蓄熱器であつて、労働安全衛生法施行令第一条第五号から第七号までに規定する設備をいう。
- 十八 「ガス集合溶接装置」とは、可燃性ガスの容器を導管により連結した装置で、可燃性ガス及び酸素を使用して、金属を溶接し、溶断し、又は加熱する設備であつて、労働安全衛生法施行令第一条第二号に規定する設備をいう。
- 十九 「高圧ガス処理プラント」とは、次のいずれかが設置されており、坑井から掘採された液体からガス、水及び石油を分離する施設をいう。
- 二十 「ガス誘導施設」とは、地中に包藏され、又は停滞している可燃性ガスを坑外へ誘導するため必要なガス抜孔、ガス抜専用坑道、導管、プロワー、ガス貯蔵タンク、送ガス施設及びこれらに附属するレンジバーその他の施設（地中に包藏され、又は停滞している可燃性ガスをプロワーを用いることなく誘導し、坑道に放出するためのものを除く。）をいう。
- 二十一 「ガソリンプラント」とは、石油からガソリンを回収する施設をいう。
- 二十二 「スタビライザープラント」とは、石油中に含まれている低沸点化合物を分離する施設をいう。
- 二十三 「掘削バージ」とは、湖沼、河川、海洋等において、削井のために使用する掘削装置を備えた移動式の工作物をいう。
- 二十四 「海洋掘採施設」とは、石油を掘採するため海底の地下を掘削し、又は採油する装置を備えた定置式の工作物（パイプラインを除く。）をいう。
- 二十五 「海洋施設」とは、海洋にある鉱山に属する工作物（廃水の排出に関しては、附属施設を含む。）をいう。
- 二十六 「鉱煙発生施設」とは、鉱山等の施設であつて、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第十九号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設に該当する施設をいう。
- 二十七 「粉じん発生施設」とは、坑外に設置する鉱山施設であつて、大気汚染防止法第二条第十九項に規定する一般粉じん発生施設に該当する施設をいう。
- 二十八 「石綿粉じん発生施設」とは、坑外に設置する鉱山施設であつて、大気汚染防止法第二条第十項に規定する特定粉じん発生施設に該当する施設、石綿の用に供するふるい（湿式のもの及び密閉式のものを除き、原動機の定格出力が十五キロワット以上のものに限る。）、ベルトコンベア及びバケットコンベア（湿式のもの及び密閉式のものを除き、ベルトの幅が〇・七五メートル又はバケットの内容積が〇・〇三立方メートル以上のものに限る。）並びに捨石、鉱さい及び沈殿物の集積場（面積が一千平方メートル以上であるものに限る。）をいう。
- 二十九 「騒音発生施設」とは、鉱山施設であつて、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定により指定された地域（以下「騒音指定地域」という。）内にある騒音規

制法施行令（昭和四十三年政令第三百二十四号）別表第一に掲げる施設（坑外に設置するものに限る。）をいう。

三十 「振動発生施設」とは、鉱山施設であつて、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定により指定された地域（以下「振動指定地域」という。）内にある振動規制法施行令（昭和五十一年政令第二百八十号）別表第一に掲げる施設（坑外に設置するものに限る。）をいう。

三十一 「ダイオキシン類」とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第一条第一項に規定するものをいう。

三十二 「ダイオキシン類発生施設」とは、鉱山等の施設であつて、ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設に該当する施設をいう。

三十三 「鉱業廃棄物」とは、鉱業の実施により生じた不要物であつて、ダイオキシン類対策特別措置法第二条第一項に規定するものをいう。

イ 捨石（石炭鉱山における炭層以外の土地の部分の掘削によって生ずる捨石及び炭層の掘削により生ずる専ら岩石により構成されている捨石、石油鉱山における捨石並びに金属鉱山等における金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則（昭和四十八年通商産業省令第六十号）第三条第一号及び第三号の捨石を除く。）

ロ 石油鉱山における油分を含む土砂（経済産業大臣が定める基準に適合しないものに限る。）

ハ 鉱さい

ニ 沈殿物

ホ 燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ及び廃プラスチック類

ヘ 紙くず（ポリ塩化ビフェニルが塗布されたものに限る。ト、次号イ及び第十八条第十七号において同じ。）、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず及び工作物の除去に伴つて生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物

ト 鉱煙発生施設又は廃油、廃プラスチック類、紙くず若しくは金属くず（ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたものに限る。次号イ及び第十八条第十七号において同じ。）の焼却施設において発生するばいじんであつて、集じん機その他の設備によつて集められたもの

チ ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第二第五号に掲げる廃棄物焼却炉において発生するばいじんであつて、集じん機その他の設備によつて集められたもの（トに掲げるものを除く。）

リ イからチまでに掲げるものを処分するために処理したものであつて、これらに該当しないもの

三十四 「有害鉱業廃棄物」とは、鉱業廃棄物であつて、次に掲げるもの（放射性物質及びこれによる汚染されたものを除く。）をいう。

イ 前号イ、ハ、ニ及びトに掲げる鉱業廃棄物（金属鉱山等及び附属施設において生ずるものに限る。）並びに廃油、廃プラスチック類、紙くず及び金属くずの焼却施設において生じた燃え殻及び集じん機によつて集められたばいじんであつて別表第一の一の項から七の項まで（金属鉱山等及び附属施設において生ずるものに限る。）及び同表の八の項の中欄に掲げる物質を含むもの（それぞれ同表下欄に定める基準に適合しないものに限る。）並びにこれらの鉱業廃棄物を処分するために処理したもの（それぞれ同表下欄に定める基準に適合しないものに限る。）

ロ ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉において生じた燃え殻若しくは集じん機によつて集められたばいじん又は同令別表第二第十五号イに掲げる廃ガス洗浄施設を有する廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設から排出された沈殿物であつて、別表第一の九の項の中欄に掲げる物質を含むもの（同表の九の項の下欄に定める基準に適合しないものに限る。）及びこれらの鉱業廃棄物を処分するために処理したもの（同表の九の項の下欄に定める基準に適合しないものに限る。）

三十五 「放射線」とは、アルファ線、ベータ線、中性子線、ガンマ線、特性エックス線（軌道電子捕獲に伴つて発生するものに限る。）及びエックス線をいう。

三十六 「管理区域」とは、核原料物質鉱山の区域内の場所であつて、その場所における外部放射線（人が外部から受ける放射線をいい、自然放射線を除く。以下同じ。）に係る線量、空気中の放射性物質（空気又は水の中に含まれている放射性物質を除く。以下同じ。）の濃度若しくは製錬場内の放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度が経済産業大臣が定める値を超える又は超えるおそれがあるものをいう。

三十七 「周辺監視区域」とは、管理区域の周辺の区域であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が経済産業大臣が定める線量限度を超えるおそれがないものをいう。

三十八 「放射線業務従事者」とは、核原料物質鉱山において核原料物質の採掘、核原料物質又は核燃料物質の製錬、鉱山の施設の保全、核原料物質又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は汚染の除去その他の業務（第二十九条第一項第三号の二及び第十三条の二において「放射線業務」という。）に從事する者であつて、管理区域に立ち入るものをいう。

三十九 「オゾン層破壊物質」とは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第六号の三に規定する物質をいう。

四十 「揮発性有機化合物」とは、大気汚染防止法第二条第四項に規定するものをいう。

四十一 「揮発性有機化合物排出施設」とは、鉱山等の施設であつて、大気汚染防止法第二条第五項に規定するものをいう。

四十二 「特定特殊自動車」とは、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第二条第一項の規定するものをいう。

四十三 「特定特殊自動車排出ガス」とは、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第二条第三項に規定するものをいう。

四十四 「有害液体物質」とは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第三号に規定する物質をいう。

四十五 「水銀排出施設」とは、鉱山等の施設であつて、大気汚染防止法第二条第十四項に規定する施設をいう。

三 前二項に規定するもののほか、この省令において使用する電気、火薬類、毒物、劇物、高圧ガス、核原料物質及び核燃料物質並びに鉄道に関する用語は、それぞれ電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）、火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号）、火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）、高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）、一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）、コンビナート等保安規則（昭和六十二年通商産業省令第八十八号）、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）及び鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成十三年国土交通省令第百五十一号）の例による。

第二条 法第二条第二項のただし書の附属施設の範囲は、次に掲ぐるものとする。

一 鉱物の掘採と緊密な関連を有しない附属施設の範囲は、病院、診療所及び宿泊施設とする。

二 鉱物の掘採に係る事業を主たる事業としない附属施設の範囲は、金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、すず鉱、アンチモン鉱、亜鉛鉱、硫化鉄鉱又はクロム鉄鉱を目的とする鉱業の施設であつて、かつて当該施設がある山元で掘採した鉱石を原料として製錬事業を行つたことがあり、かつて坑水及び廃水の処理を一体的に実施している山元にある製錬施設とする。

三 鉱物の掘採から遠隔の地にある附属施設の範囲は、次に掲ぐるものとする。

イ 石灰石、ドロマイト、けい石、長石、ろう石、滑石又は耐火粘土を目的とする鉱業（その他の鉱物を共に目的とする場合を除く。）の施設であつて、山元以外にある掘採用機械器具

工作施設、碎鉱施設、選鉱施設、貯鉱施設、か焼施設、鉱石運搬施設、包装施設、事務所及び厚生施設（ただし、病院、診療所及び寄宿舎を除く。）
ロ 金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、ビスマス鉱、すず鉱、アンチモン鉱、水銀鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、クロム鉄鉱、マンガン鉱、タンゲステン鉱、モリブデン鉱、砒鉱、ニッケル鉱又はコバルト鉱を目的とする鉱業の施設であつて、山元以外にある製錬施設

第二章 鉱業権者が講すべき措置及び鉱山労働者が守るべき事項

（落盤又は崩壊）
第三条 法第五条第一項及び第六条の規定に基づき、落盤又は崩壊（浮石の落下及び転石を含む。以下同じ。）について鉱業権者が講すべき措置は、次に掲げるものとする。

一 支柱の設置、浮石の除去、先受け又は作業面押えの実施、防護設備の設置その他の落盤又は崩壊を防止するための措置を講ずること。

二 露天掘採場においては、前号の規定によるほか、適当な高さ及び奥行きを有するベンチの設置、掘採壁及び残壁の安全な傾斜の保持その他の崩壊を防止するための措置を講ずること。

三 落盤若しくは崩壊が発生したとき又はその兆候を認めたときは、立入禁止区域の設定その他の落盤又は崩壊による被害を防止するための措置を講ずること。

（出水）

第四条 法第五条第一項及び第六条の規定に基づき、出水について鉱業権者が講すべき措置は、次に掲げるものとする。

一 海底、河底若しくは湖沼底の地下又は水没し、若しくは水没しているおそれが多い旧坑若しくは水脈に近接している場所において、坑道の掘進その他の掘削及び鉱物の掘採を行うときは、先進ボーリングの実施、坑道へのセメント注入、保護区域（出水による被害を防止するため掘削及び鉱物の掘採を行わない区域をいう。）の設定その他の出水を防止するための措置を講ずること。

二 防水えん堤又は排水設備の設置その他の出水による被害範囲の拡大を防止するための措置を講ずること。

三 出水が発生したとき又はその兆候を認めたときは、鉱山労働者の退避その他の出水による被害を防止するための措置を講ずること。

（ガスの突出）

第五条 法第五条第一項及び第六条の規定に基づき、ガスの突出について鉱業権者が講すべき措置は、次に掲げるものとする。

一 坑道の掘進その他の掘削を行うときは、先進ボーリングの実施、ガス抜きの実施、孔口において自噴するガスの圧力及び量の測定その他のガスの突出を防止するための措置を講ずること。

二 独立分流方式による通気の採用その他のガスの突出による被害範囲の拡大を防止するための措置を講ずること。

三 ガスの突出が発生したとき又はその兆候を認めたときは、鉱山労働者の退避、送電の停止その他のガスの突出による被害を防止するための措置を講ずること。

第六条 法第五条第一項及び第六条の規定に基づき、ガス又は炭じんの爆発について鉱業権者が講すべき措置は、次に掲げるものとする。

一 掘採跡又は不要坑道の充てん又は密閉、可燃性ガス排除のための通気、可燃性ガス自動警報器及び可燃性ガス含有率を測定する装置の設置、炭じん飛散防止のための散水、帶電防止処理を施したもののが使用、火氣の使用禁止その他のガス又は炭じんの爆発を防止するための措置を講ずること。

二 爆発伝播防止施設の設置その他の爆発の伝播を防止するための措置を講ずること。

三 可燃性ガス含有率の増加により爆発の危険が生じたときは、直ちに当該区域への送電の停止その他の爆発を防止するための措置を講ずること。

四 前号の場合において危険な状態を改めることができないとき又は爆発が発生したときは、鉱山労働者の退避その他の鉱山労働者の危険を回避するための措置を講ずること。

（自然発火）

第七条 法第五条第一項及び第六条の規定に基づき、自然発火について鉱業権者が講すべき措置は、次に掲げるものとする。

一 掘採跡、坑道、炭壁又はボーリング孔の充てん、密閉又はセメント注入、一酸化炭素含有率を測定する装置の設置その他の自然発火を防止するための措置を講ずること。

二 消火設備の設置、密閉用資材の配備その他の自然発火による被害範囲の拡大を防止するための措置を講ずること。

三 自然発火を認めたときは、当該箇所の密閉、鉱山労働者の退避その他の自然発火による被害を防止するための措置を講ずること。

（坑内火災）

第八条 法第五条第一項及び第六条の規定に基づき、坑内火災について鉱業権者が講すべき措置は、次に掲げるものとする。

一 火気使用禁止区域の設定、可燃性物質の管理その他の坑内火災を防止するための措置を講ずること。

二 火災発生を感じる装置又は消火設備の設置、施設の防火又は耐火構造化その他の坑内火災による被害範囲の拡大を防止するための措置を講ずること。

三 坑内火災を認めたときは、消火作業の実施、鉱山労働者の退避その他の坑内火災による被害を防止するための措置を講ずること。

（ガスの処理）

第九条 法第五条第一項の規定に基づき、ガスの処理について鉱業権者が講すべき措置は、次に掲げるものとする。

一 坑内において、一酸化炭素その他の有害ガスの含有率が、次のいずれかに該当するときは、通気量の増加、ボーリング孔の密閉その他の有害ガスの含有率を低減するための措置を講ずること。

イ 一酸化炭素 ○・○・○一パーセント以上

ロ 硫化水素 ○・○・○二バーセント以上

ハ 亜硫酸ガス ○・○・○二五バーセント以上

二 前号の措置により有害ガスの含有率を低減することができないときは、保護具の着用、通行遮断その他の有害ガスによる危害を防止するための措置を講ずること。

三 坑内以外の作業場において、有害ガスが発生し、又は流入し、鉱山労働者にガス中毒その他の危険があるときは、換気装置の設置、保護具の着用その他の有害ガスによる危害を防止するための措置を講ずること。

（粉じんの処理）

第十条 法第五条及び第八条の規定に基づき、粉じんの処理について鉱業権者が講すべき措置は、次に掲げるものとする。

一 粉じんが発生し、又は飛散する作業場及び粉じんを発生し、又は飛散させる施設において粉じんの飛散を防止するための措置を講ずること。

二 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、鉱山労働者に作業を行わせるときは、次に掲げるいずれかの呼吸用保護具であつて、作業環境に応じた有効な防じん性能を有するもの（以下「有効呼吸用保護具」という。）を着用させること。

イ 産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下単に「日本産業規格」という。）T八一五一に適合する防じんマスク又はこれと同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具

口 日本産業規格T八一五七に適合する電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具

二の二 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、請負人（鉱山労働者を除く。以下同じ。）に作業を行わせるときは、有効呼吸用保護具を着用する必要がある旨を当該請負人に周知すること。

二の三 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、鉱山労働者に作業を行わせるときは、同様に掲げる事項を、見やすい箇所に掲示すること。

イ 粉じんが発生し、又は飛散する作業場である旨

ロ 粉じんにより生ずるおそれのある疾病的種類及びその症状

ハ 粉じん等の取扱い上の注意事項

二 有効呼吸用保護具を着用しなければならない旨及び着用すべき有効呼吸用保護具

三 前二号に定めるもののほか、粉じんが飛散しない箇所への休憩所の設置その他の鉱山労働者が粉じんを吸入しないための措置を講ずること。

四 常時著しく粉じんが発生し、又は飛散する屋内作業場及び坑内作業場について、経済産業大臣が定める方法により、六月以内ごとに一回、当該作業場の空気中における粉じんの濃度（石綿を目的とする鉱山においては石綿粉じんの濃度を含む。以下同じ。）及び当該粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定すること。ただし、当該粉じんに係る土石、岩石又は鉱物中の遊離けい酸の含有率が明らかな場合には、遊離けい酸の含有率の測定を行わないことができる。

五 前号の規定による測定を行ったときは、直ちに、その都度、その箇所ごとに、経済産業大臣が定める基準に従って評価し、第一管理区分、第二管理区分及び第三管理区分に区分すること。

六 前号の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された屋内作業場については、直ちに、当該作業場の管理区分が第一管理区分又は第二管理区分となるよう、当該作業場の粉じん濃度を改善するための必要な措置を講ずること。

七 前号の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、直ちに、当該作業場について、経済産業大臣が定める方法により、当該粉じん濃度及び粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定し、その結果について、経済産業大臣が定める基準に従って評価すること。

八 第四号、第五号及び前号の規定による測定及び評価については、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十九号）、第二条第五号又は第七号に規定する者（作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）別表第一号に掲げる作業の種類について登録を受けている者に限る。）又はこれと同等以上の能力を有する者に実施せること。

九 第五号及び第七号の規定による評価の結果第二管理区分に区分された屋内作業場及び第五号の規定による評価の結果第二管理区分又は第三管理区分に区分された坑内作業場については、当該作業場の粉じん濃度を改善するための必要な措置を講ずるよう努めること。

十 第四号及び第七号の規定による測定並びに第五号及び第七号の規定による評価については、その結果を記録し、七年間保存すること。

十一 粉じんを発生し、又は飛散させる施設及び粉じん処理施設において、故障、破損その他の事故が発生し、粉じんによる鉱害を生じたときは、応急の措置を講じ、かつ、速やかにその事故を復旧すること。

十二 前項第四号の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同号の回数で同号の粉じんの濃度及び当該粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定することが困難である場合は、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内ごとに一回、測定することとする。

（捨石、鉱さい又は沈殿物の処理）

第十二条 法第五条第一項及び第八条の規定に基づき、捨石、鉱さい又は沈殿物の処理について鉱業権者が講すべき措置は、次に掲げるものとする。

一 崩壊又は地滑りにより危害又は鉱害が発生するおそれがない箇所へ集積すること。

二 排水路、よう壁及びかん止堤の設置その他の捨石、鉱さい又は沈殿物の流出を防止するための措置を講ずること。

三 集積を終了したものについては、覆土又は植栽の実施その他の集積物の流出等による鉱害を防止するための措置を講ずること。

四 集積箇所において、崩壊若しくは地滑りが発生したとき又は集積場の表面に亀裂若しくは沈降を生じ、崩壊若しくは地滑りの兆候を認めたときは、応急措置の実施、鉱山労働者の退避その他の被害を防止するための措置を講じること。

五 金属鉱山等の鉱業権者が金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号。以下「特別措置法」という。）第二条第五項に規定する使用済特定施設について第二号及び第三号の規定により講すべき措置については、特別措置法第五条第一項の規定に基づき産業保安監督部長に届け出た鉱害防止事業計画（同項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）に従いて行うこと。

（機械、器具及び工作物の使用）

第十三条 法第五条第一項の規定に基づき、火薬類の取扱いについて鉱業権者が講すべき措置は、次に掲げるものとする。

一 火薬類を受渡すときは、あらかじめ安全な一定の場所を定め、当該場所において行うこと。

二 火薬類を存置するときは、火薬類取扱所を設け、当該箇所において行うこと。ただし、前号の場所、発破場所及びその附近に安全な方法で一時存置する場合は、この限りでない。

三 火薬類取扱所に存置する火薬類は、二作業日の使用見込量以上としないこと。

四 受渡し、返還及び使用した火薬類の種類及び数量を記録し、これを一年間保存すること。

五 火薬類を受渡し、存置し、運搬し、又は発破するときは、暴発、紛失及び盗難を防止するための措置を講ずること。

六 発破作業を行うときは、前号の規定によるほか、異常爆発の防止並びに発破作業者及び周辺への危害を防止するための措置を講ずること。

七 発破作業終了後は、第五号の規定によるほか、不発その他の危険の有無の検査の実施その他火薬類による危害を防止するための措置を講ずること。

八 不発の際は、安全な方法による火薬類の回収その他の火薬類による危害を防止するための措置を講ずること。

（毒物及び劇物の取扱い又はこれらを含有する廃水の処理）

第十四条 法第五条第一項及び第八条の規定に基づき、毒物及び劇物の取扱い又はこれらを含有する廃水の処理について鉱業権者が講すべき措置は、次に掲げるものとする。

一 毒物及び劇物を取り扱うときは、保護手袋又は保護衣の着用その他の鉱山労働者の危害を防止するための措置を講ずること。

二 毒物及び劇物を運搬し、又は貯蔵するときは、飛散、漏れ、流れ出し、しみ出し及び地下へのしみ込みの防止並びに紛失及び盗難を防止するための措置を講ずること。

三 毒物及び劇物を含有する廃水を処理するときは、第十九条の規定によるほか、中和、加水分解、酸化、還元その他の鉱害を防止するための措置を講ずること。

四 毒物及び劇物が飛散し、漏れ、流れ出し、しみ出し又は地下へのしみ込みが生じたときは、その事故について、応急の措置を講じ、かつ、速やかにその事故を復旧すること。

五 毒物及び劇物の取扱いを中止するときは、残余の毒物及び劇物について、危害又は鉱害を生じない方法で処理すること。

（火気の取扱い）

第十五条 法第五条第一項の規定に基づき、坑外における火気の取扱いについて鉱業権者が講すべき措置は、次に掲げるものとする。

一　火気使用禁止区域の設定、可燃性物質の管理その他の火災を防止するための措置を講ずること。

二　消火設備の設置その他の火災による被害範囲の拡大を防止するための措置を講ずること。

三　火災を認めたときは、消火作業の実施、鉱山労働者の退避その他の火災による被害を防止するための措置を講ずること。

(通気の確保)

第十六条 法第五条第二項の規定に基づき、衛生に関する通気の確保について鉱業権者が講すべき措置は、次の各号に掲げる基準を満たすための措置とする。

一　鉱山労働者が作業し、又は通行する坑内の空気の酸素含有率は十九パーセント以上とし、炭酸ガス含有率は一パーセント以下とすること。

二　坑内作業場（通行に使用する箇所を除く。）において鉱山労働者が作業する箇所における気温は、摂氏三十七度以下とすること。

(災害時における救護)

第十七条 法第五条第二項の規定に基づき、災害時における救護について鉱業権者が講すべき措置は、負傷者の手当に必要な救急用具及び材料の配備、自己救命器の配備、坑内誘導無線機その他の連絡装置の設置、救命施設の設置、救護隊の設置、定期的な退避訓練の実施その他の鉱山において発生が想定される災害に対処するための措置とする。

(鉱業廃棄物の処理)

第十八条 法第八条の規定に基づき、捨石、鉱さいその他の鉱業廃棄物の処理について鉱業権者が講すべき措置は、次に掲げるものとする。

一　鉱業廃棄物を運搬及び処分するときは、当該鉱業廃棄物が飛散し、又は流出しないよう行うこと。

二　鉱業廃棄物を坑外埋立場（坑外に設置された埋立処分場をいう。以下同じ。）において処分するときは、のり尻から埋立面までの高さの最大値は三メートル未満とすること。

三　鉱業廃棄物の焼却処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十六条の二第一号又は第二号に掲げる方法に従つて行う場合を除き、行わないこと。

四　捨石、鉱さい及び沈殿物（それぞれ有害鉱業廃棄物を除く。）以外の鉱業廃棄物は、集積処分を行わないこと。

五　廃酸及び廃アルカリは、埋立処分を行わないこと。

六　有害鉱業廃棄物は、坑内へ埋立処分を行わないこと。

七　捨石、鉱さい、沈殿物若しくはばいじん又は廃プラスチック類の焼却施設において生じた燃え殻のうち、別表第一の一の項の中欄に掲げる物質を含む鉱業廃棄物若しくはこれらを処理したもの又は同表の六の項の中欄に掲げる物質を含む鉱業廃棄物若しくはこれらを処理したものを埋立処分するときは、あらかじめそれぞれ同表の下欄に定める基準に適合するものとし、又は固型化すること。

八　ダイオキシン類に係る有害鉱業廃棄物又はこれらを処理したものを埋立処分するときは、あらかじめ別表第一の九の項の下欄に定める基準に適合するものとすること。

九　廃油（タールピッチ類及び廃ボリ塩化ビフェニル等（廃ボリ塩化ビフェニル及びボリ塩化ビフェニルを含む廃油をいう。以下同じ。）を除く。）を埋立処分するときは、あらかじめ焼却設備を用いて焼却すること。

十　廃ボリ塩化ビフェニル等を埋立処分するときは、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、燃え殻その他の焼却により生ずるもの別表第一の八の項の下欄に定める基準に適合するものとすること。

十一　ばいじんを埋立処分するときは、こん包の実施その他のあらかじめ大気中に飛散しないための措置を講ずること。

十二　ボリ塩化ビフェニル汚染物（ボリ塩化ビフェニルが塗布された紙くず又はボリ塩化ビフェニルが付着し、若しくは封入された廃プラスチック類若しくは金属くずをいう。）を埋立処分するときは、次のいずれかの方法により処理すること。

イ　あらかじめボリ塩化ビフェニルを除去すること。

ロ　あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、燃え殻その他の焼却により生ずるもの別表第一の八の項の下欄に定める基準に適合するものとすること。

十三　埋立処分が終了した有害鉱業廃棄物の坑外埋立場（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う坑外埋立場については、埋立処分が終了した区画）は、速やかに覆いにより閉鎖すること。

十四　埋立処分が終了した坑外埋立場は、覆土又は植栽の実施その他の浸出水又は鉱業廃棄物の流出等による鉱害を防止するための措置を講ずること。

十五　有害鉱業廃棄物の一月ごとの種類別発生量及び運搬及び処分の方法ごとの量並びにその年月日、次号により運搬及び処分を他人に委託する場合にあっては、委託年月日、受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号を帳簿に記載し、これを一年ごとに閉鎖し、閉鎖後五年間保存すること。

十六　鉱業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは、次によること。

イ　鉱業廃棄物（有害鉱業廃棄物を除く。）の運搬又は処分を委託する場合においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条第五項の産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者又は産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者であつて、委託しようとする鉱業廃棄物の運搬又は処分がその事業の範囲に含まれる者に委託すること。

ロ　有害鉱業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条第五項の産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者又は産業廃棄物処分業者その他の環境省令で定める者であつて、委託しようとする有害鉱業廃棄物の運搬又は処分がその事業の範囲に含まれる者に委託すること。

ハ　鉱業廃棄物の処分を委託する場合においては、処分を委託しようとする者に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の三第一項に規定する管理票を交付すること。

十七　鉱業廃棄物（第一条第二項第三十三号イ、ハ、ニ若しくはトに掲げる鉱業廃棄物（金属鉱山等に限る。）並びに廃油、廃プラスチック類、紙くず及び金属くずの焼却施設において生じた燃え殻及び集じん機によつて集められたばいじん（石炭鉱山及び石油鉱山に限る。）又はこれらの鉱業廃棄物を処分するために処理したものに限る。）の埋立場付近の地下水（水面埋立場にあつては、その付近の水域）の水質について、保安のため必要があるときに測定し、その結果を記録し、必要に応じ、これを保存すること。

十八　鉱業廃棄物の埋立場において、鉱業廃棄物が飛散し、流出し又は地下に浸透し、鉱業廃棄物による鉱害を生じたときは、応急措置の実施その他の被害を防止するための措置を講ずること。（坑水又は廃水の処理等）

第十九条 法第八条の規定に基づき、坑水又は廃水の処理について鉱業権者が講すべき措置は、次に掲げるものとする。

一　坑道の坑口の閉そく、坑水又は廃水の処理施設（以下「坑廃水処理施設」という。）の設置その他の坑水又は廃水による鉱害を防止するための措置を講ずること。

二　水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域（以下単に「公共用水域」という。）又は海域に排出する坑水又は廃水は、同法第三条第一項又は第三項の排水基準（第十号において単に「排水基準」という。）に適合すること。

三　排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第35号）第二条の環境大臣が定める方法により前号の坑水又は廃水の水質を測定し、その結果を記録し、これを三年間保存すること。

四　湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第三条第二項に規定する指定地域において、同法第七条第一項に規定する湖沼特定施設に該当する施設を設置する鉱山等であつて同項の政令で定める規模以上のもの（以下「湖沼特定坑廃水鉱山等」という。）から公共用

水域に排出する坑水又は廃水は、同項の規制基準に適合すること。

五　水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定地域及び湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項に規定する総量削減指定地域において、水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定

施設に該当する施設を設置する鉱山等であつて同法第四条の五第一項の環境省令で定める規格以上のもの（以下「特定坑廃水鉱山等」という。）から公共用水域に排出する坑水又は廃水に係る同法第四条の二第一項及び湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項に規定する汚濁負荷量は、それぞれ水質汚濁防止法第四条の五第一項又は第二項の基準に適合すること。

六 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号。以下「水道水源法」という。）第二条第六項に規定する特定施設等に該当する施設を設置する鉱山等であつて同項の政令で定める規模以上のものから水道水源法第四条第一項に規定する指定地域内の水道水源水域に排出する坑水又は廃水は、水道水源法第九条第一項の特定排水基準に適合すること。

七 水質汚濁防止法第二条第八項に規定する有害物質使用特定施設に該当する施設（以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置する鉱山等から地下に浸透する水であつて有害物質使用特定施設に係る坑水又は廃水（これを処理したものと含む。）を含むものは、同法第八条の環境省令で定める要件に該当しないこと。

八 有害物質使用特定施設（当該有害物質使用特定施設に係る鉱山等から水質汚濁防止法第二条第八項に規定する特定地下浸透水を浸透させる場合を除く。）又は同法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質貯蔵指定施設」という。）に該当する施設について

九 坑水又は廃水が浸透する土壤（事業活動その他の人の活動に伴つて汚染された土地に限り、法第十七条第一項に規定する集積場等、別表第二の第二十一号、第二十二号、第二十七号及び第二十八号に規定する施設の鉱業廃棄物及び沈殿のための施設に沈殿しているものを除く。第四十六条第一項の表において同じ。）については、土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合すること。

十 坑水若しくは廃水の発生施設又は処理施設において、故障、破損その他の事故が発生し、排水基準に適合しない坑水若しくは廃水を排出したとき又は第七号に規定する要件に該当する坑水若しくは廃水が地下に浸透したときは、応急の措置を講じ、かつ、速やかにその事故を復旧すること。

十一 鉱業上使用する施設の破損その他の事故（前号に規定するものを除く。）が発生し、水質汚濁防止法第一条第二項第一号に規定する物質（第四十六条第一項の表において「有害物質」という。）を含む坑水若しくは廃水の排出若しくは地下への浸透又は油の排出（第二十条第四号ただし書及び第六号に規定するものを除く。）若しくは地下への浸透による鉱害が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、応急の措置を講じ、かつ、速やかにその事故を復旧すること。

十二 金属鉱山等の鉱業権者が特別措置法第二条第五項に規定する使用済特定施設について第一号の規定により講すべき措置については、特別措置法第五条第一項の規定に基づき産業保安監督部長に届け出た鉱害防止事業計画（同項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）に従い行うこと。

（鉱煙の処理）

第二十条 法第八条の規定に基づき、鉱煙の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げる

一 集じん機及び触媒式浄化装置の設置その他の鉱煙による鉱害を防止するための措置を講ずること。

二 鉱煙発生施設から排出される鉱煙中の汚染物質の量又は濃度は、大気汚染防止法第三条第一項若しくは第三項又は第四条第一項の排出基準に適合すること。

三 大気汚染防止法第五条の二第一項に規定する指定地域において、同項に規定する指定ばい煙を排出する鉱山等で同項の環境省令で定める基準に従い都道府県知事が定める規模以上のもの（以下「特定鉱煙鉱山等」という。）にあっては、当該特定鉱煙鉱山等に設置されているすべて

の鉱煙発生施設の排出口から大気中に排出される指定ばい煙の合計量が、同法第五条の二第一項又は第三項の指定ばい煙に係る総量規制基準に適合すること。

四 鉱煙発生施設又は処理施設において、故障、破損その他の事故が発生し、排出基準に適合しない鉱煙を排出したときは、応急の措置を講じ、かつ、速やかにその事故を復旧すること。

（水銀等の処理）

第二十二条の二 法第八条の規定に基づき、鉱煙（水銀及びその化合物（以下「水銀等」という。）を含有するものに限る。）の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一 水銀排出施設においては、水銀等除去装置の設置その他の水銀等による鉱害を防止するための措置を講ずること。

二 水銀排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量は、大気汚染防止法第十八条の二十七の排出基準に適合すること。

（揮発性有機化合物の処理）

第二十条の三 法第八条の規定に基づき、揮発性有機化合物の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一 揮発性有機化合物排出施設においては、揮発性有機化合物除去装置の設置その他の揮発性有机化合物による鉱害を防止するための措置を講ずること。

二 揥發性有機化合物排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる揮發性有機化合物の量は、大気汚染防止法第十七条の四の排出基準に適合すること。

三 揥發性有機化合物排出施設において、故障、破損その他の事故が発生し、排出基準に適合しない揮發性有機化合物を排出したときは、応急の措置を講じ、かつ、速やかにその事故を復旧すること。

（特定特殊自動車排出ガスの処理）

第二十条の四 法第八条の規定に基づき、特定特殊自動車排出ガスの処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第十二条第一項に規定する基準適合表示又は同条第三項に規定する少数特例表示が付されたものを使用すること。ただし、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第二十三条各号に掲げる場合は、この限りでない。

二 適切な特定特殊自動車の燃料の使用その他の特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制のための措置を講ずること。

（石綿粉じんの処理）

第二十一条 法第八条の規定に基づき、粉じん（石綿粉じんに限る。）の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、第十条に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

一 石綿粉じん発生施設においては、散水設備及び集じん機の設置、防じんカバーの取付け、粉じんが飛散しにくい構造の建築物内への設置その他の石綿粉じんによる鉱害を防止するための措置を講ずること。

二 石綿粉じん発生施設を設置する鉱山の敷地の境界線における石綿粉じんの大気中の濃度は、

三 大気汚染防止法第十八条の五の敷地境界基準に適合すること。

四 石綿粉じん発生施設又は石綿粉じん処理施設において、故障、破損その他の事故が発生し、

石綿粉じんによる鉱害が発生したときは、応急の措置を講じ、かつ、速やかにその事故を復旧すること。

（ダイオキシン類の処理）

第二十二条 法第八条の規定に基づき、廃水又は鉱煙（それぞれダイオキシン類を含有するものに限る。）の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一 ダイオキシン類除去装置の設置その他のダイオキシン類による鉱害を防止するための措置を講ずること。

二 ダイオキシン類発生施設を設置する鉱山等は、ダイオキシン類発生施設から大気中に排出される排出ガス又は公共用水域に排出される排出水は、ダイオキシン類対策特別措置法第八条第一項又は第三項の排出基準に適合すること。

三 ダイオキシン類発生施設において、故障、破損その他の事故が発生し、排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を排出したときは、応急の措置を講じ、かつ、速やかにその事故を復旧すること。

(規制基準等の変更に係る経過措置)

第二十三条 第十九条第四号の規定は、湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の指定により湖沼特定坑廃水鉱山等になつた際、現に湖沼指定地域において設置されている湖沼特定施設（法第十三条第一項の規定による届出がされたものであつて設置の工事が完成していないものを含む。）を有する湖沼特定坑廃水鉱山等については、適用しない。ただし、当該規制基準の適用の日以後に、当該湖沼特定施設について法第十三条第一項に規定する変更を行つたときは、又は当該湖沼特定坑廃水鉱山等において新たに湖沼特定施設を設置したときは、この限りでない。

2 第十九条第五号 の規定は、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第二百八十八号）第一条若しくは第四条の二、瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和四十八年政令第三百二十七号）第一条若しくは第三条、湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和六十年政令第三十七号）第五条、湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項の指定湖沼を定める政令、水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府、通商産業省令第二号）第一条の四の改正又は湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の指定地域の指定若しくはその変更により新たに特定坑廃水鉱山等についでは、当該鉱山等が特定坑廃水鉱山等となつた日から六月間は、適用しない。

3 第二十条第三号 の規定は、大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）第七条の二若しくは第七条の三又は大気汚染防止法施行規則第七条の二の改正により新たに特定鉱煙鉱山等になつた鉱山等については、当該鉱山等が特定鉱煙鉱山等となつた日から六月間は、適用しない。

4 第二十二条第二号 の規定は、ダイオキシン類対策特別措置法施行令第一条の改正によりダイオキシン類発生施設となつた際、現に設置されている施設（法第十三条第一項の規定による届出がされたものであつて設置の工事が完成していないものを含む。）から排出される排出ガス又は当該施設に係る排出水については、当該施設がダイオキシン類発生施設となつた日から一年間は、適用しない。

(海洋施設における鉱業廃棄物等の処理)

第二十四条 法第八条の規定に基づき、ガス、廃水及び鉱煙並びに捨石その他の鉱業廃棄物（それぞれ海洋施設から大気又は海洋へ排出するものに限る。）の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一 鉱業廃棄物の海洋投入処分を行うときは、船舶に移載した上で行うこと。ただし、海洋施設の損傷により鉱業廃棄物が排出された場合であつて、引き続く鉱業廃棄物の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときは、この限りでない。

二 海洋施設から、オゾン層破壊物質を放出しないこと。ただし、海洋施設の損傷によりオゾン層破壊物質が放出された場合であつて、引き続くオゾン層破壊物質の放出を防止するための可能な一切の措置をとつたときは、この限りでない。

三 次に掲げるものの焼却は行わないこと。ただし、本に掲げるものを、国際海事機関の型式認定証書が発給された焼却炉で焼却するときは、この限りでない。

イ ポリ塩化ビフェニル
ロ 鉱業廃棄物
ハ ハロゲン化合物を含んでいる精製された石油
ニ 海洋施設からの窒素酸化物又は硫黄酸化物の放出量を低減させるための装置の使用に伴い生ずる廃棄物

ホ ポリ塩化ビニル

四 海洋施設から排出される油は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第十条の排出方法に関する基準（掘削バージにあっては、同令第一条の八第二項の排出基準。）に適合すること。ただし、海洋施設の損傷により油が排出された場合であつて、引き続く油の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときは、この限りでない。

五 海洋施設から、有害液体物質を排出しないこと。ただし、海洋施設の損傷により有害液体物質が排出された場合であつて、引き続く有害液体物質の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときは、この限りでない。

六 鉱業の実施に伴い、大量の油又は有害液体物質が海洋へ排出されたときは、オイルフェンス及びスキマーの使用その他油又は有害液体物質による水面の汚染の拡大及び油又は有害液体物質の継続的な排出の防止並びに海洋に排出された油又は有害液体物質を除去するための措置を講ずること。

七 油又は有害液体物質を海洋に排出したときは、その日時、油又は有害液体物質の種類、排出量及び排出の原因又は方法について記録し、これを三年間保存すること。

(土地の掘削)

第二十五条 法第八条の規定に基づき、土地の掘削（石油の掘採を含む。）について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一 鉱柱又は炭柱の設置、充てんその他の地下における掘削による地表の沈下又は陥没による鉱害を防止するための措置を講ずること。

二 掘採跡の埋め戻し及び植栽、坑井の密閉、沈砂池の設置その他の坑外における鉱物の掘採による崩壊又は土砂流出、石油の湧出、汚濁水流出等の鉱害を防止するための措置を講ずること。

三 海洋施設から土砂を排出するときは、当該土砂の速やかな海底への沈降及びたい積その他の土砂拡散による鉱害を防止するための措置を講ずること。ただし、当該施設の損傷により土砂が排出された場合であつて、引き続く土砂の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときは、この限りでない。

(巡視及び点検)

第二十六条 法第五条から第八条までの規定に基づき、第三条から第二十二条まで、第二十四条及び前条に定めるもののほか、施設等の巡視及び点検について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一 保安の確保上重要な鉱山等にある建設物、工作物その他の施設並びに掘採箇所及び掘採跡を除く保全のため必要があるときに巡視し、危険又は異常の有無を検査し、かつ、危害及び鉱害の防止のため必要な事項について、測定すること。

二 大雨、地震その他の異常気象により保安上危険の有無を検査する必要が生じたもの又は前号の測定の結果に異常が認められたものについては、巡視者に危害が及ぶおそれがある場合を除き、巡視及び測定の回数の増加その他巡視又は測定について必要な措置を講ずること。

三 鉱業上使用する機械、器具及び工作物については、始業時、月次等、保安のため必要があるときに点検を行うこと。

四 第一号及び第二号の巡視及び測定並びに前号の点検についての箇所、項目、方法及び頻度をあらかじめ定め、これを鉱山労働者に周知すること。

五 第一号から第三号までの巡視、検査、測定及び点検の結果を記録し、必要に応じ、これを保存すること。

(鉱山労働者が守るべき事項)

第二十七条 法第九条の規定に基づき、鉱山労働者が守るべき事項は、次に掲げるものとする。

一 法第五条及び第七条の規定による鉱業権者が講ずべき措置に関し、鉱業権者が定めた方法又は手順を遵守すること。

二 法第五条及び第七条の規定による鉱業権者が講すべき措置に関する事項、保護具その他の鉱業権者

から指示されたものを使用、着用又は携帯すること。

三 前二号の規定によるほか、第三者に対し危害を及ぼす行為をしないこと。

(緊急時の適用の除外)

第二十八条 鉱業権者は鉱山労働者が人命救助又は緊急時の保安確保を行う場合においては、第三条から前条まで（第二十三条を除く。）の規定によらず当該行為を行うことができる。

(放射線障害の防止)

第二十九条 法第五条第二項及び第八条の規定に基づき、核原料物質鉱山における放射線障害の防止について鉱業権者が講すべき措置は、次に掲げるものとする。

一 管理区域を定め、次に掲げる措置を講ずること。

イ 境界に警標、さく囲その他の設備を設けることにより、放射線業務従事者以外の立入りを制限すること。

ロ 放射性物質を経口摂取するおそれがある場所における飲食及び喫煙を禁止すること。

ハ 口の旨を管理区域の見やすい箇所に掲示すること。

二 周辺監視区域を定め、次に掲げる措置を講ずること。

イ 人の居住を禁止すること。

ロ 境界に警標、さく囲その他の設備を設けることにより、周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。

三 放射線業務従事者及びそれ以外の鉱山労働者の線量については、それぞれ経済産業大臣が定める線量限度を超えないようにすること。

四 管理区域内において放射線業務の一部を請負人に請け負わせるときは、前号の線量限度を超えないようする旨を当該請負人に周知すること。

五 管理区域内の人が常時立ち入る場所における外部放射線に係る実効線量については、経済産業大臣が定める値以下となるように遮へい物の設置その他の措置を講ずること。

六 製錬場内の管理区域における人が触れるおそれがある放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度については、経済産業大臣が定める表面密度限度を超えないようにすること。

七 製錬場内の管理区域から退去する人及びこれから持ち出される放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度については、経済産業大臣が定める表面密度限度を超えないようすること。

八 周辺監視区域の外側における空気及び水の中の放射性物質の濃度については、経済産業大臣が定める濃度限度を超えないようにすること。

九 坑内掘採を行う核原料物質鉱山においては、坑内の空気中の放射性物質濃度を低くするために必要な扇風機を設けること。

十 坑内掘採を行う核原料物質鉱山においては、放射線障害の防止のため必要があるときは、有効呼吸用保護具を着用させ、かつ、粉じんの飛散を防止するため、集じん又は機械若しくは装置の密閉を行うこと。

十一 著しく粉じんが飛散する坑内作業場において、粉じんの飛散を防止するため散水又は給水を行うときは、経済産業大臣が定める放射性物質の濃度限度を超えない水を使用すること。

十二 管理区域内に立ち入る者（放射線業務従事者を含む。）の線量を知るために、次の規定を遵守すること。

イ 経済産業大臣の定めるところにより、外部放射線に被ばくすること（以下「外部被ばく」という。）による線量の測定を行い、その結果について、四月一日、七月一日、十月一日及び十一月一日及

び一月一日を始期とする各三月間、四月一日を始期とする一年間並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなつた女性にあつては、出産までの間毎月一日を始期とする一年間

について、当該期間ごとに集計し、集計の都度、記録すること。この場合において、管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入つている間継続して行うこと。ただし、管理区域に一時的に立ち入る者であつて放射線業務従事者でないものについては、その者の管理区域における外部被ばくによる線量が経済産業大臣が定める線量を超えるおそれのないときは、この限りでない。

ロ 人体内部に摂取した放射性物質からの放射線に被ばくすること（以下「内部被ばく」という。）による線量の測定は、経済産業大臣の定めるところにより、放射性物質を誤つて吸入摂取し、又は経口摂取したとき及び放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれがある場所に立ち入る者にあつては、三月を超えない期間ごとに一回（本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなつた女性にあつては、出産までの間一月を超えない期間ごとに一回）行い、その結果を記録すること。ただし、放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に一時的に立ち入る者であつて放射線業務従事者でないものについては、その者の内部被ばくによる線量が経済産業大臣が定める線量を超えるおそれのないときは、この限りでない。

イ 管理区域内における放射線業務、第二十七号の規定による措置に係る作業又は管理区域に一時的に立ち入る作業の一部を請負人に請け負わせるときは、前号の規定により線量を測定を行い、その結果を記録する必要がある旨を当該請負人に周知すること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ロ 放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に一時的に立ち入る請負人であつて放射線業務従事者でないものについては、当該請負人の内部被ばくによる線量が前号の経済産業大臣が定める線量を超えるおそれのないとき。

十四 第十三号により測定された線量を基に、経済産業大臣の定めるところにより、実効線量及び等価線量を四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間、四月一日を始期とする一年間並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなつた女性にあつては、出産までの間毎月一日を始期とする一年間について、当該期間ごとに算定し、算定の都度、記録すること。

十五 前号による実効線量及び等価線量（眼の水晶体の等価線量に限る。以下この号において同じ。）の算定の結果、四月一日を始期とする一年間にについての実効線量又は等価線量が二十ミリシーベルトを超えた場合は、当該一年間以降は、当該一年間を含む経済産業大臣が定める五年間の累積実効線量又は累積等価線量を四月一日を始期とする一年間ごとに集計し、集計の都度、記録すること。

十六 管理区域内の外部放射線に係る線量当量率を毎週一回（当該線量当量率を常時監視する場合にあつては、毎月一回）以上（保安のため必要があるときは、その度ごとに）測定し、その結果を記録すること。

十七 管理区域内の放射線業務従事者が呼吸する空気中の放射性物質の濃度を毎週一回（管理区域に設置された電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）第二十二条第二項に規定する放射性物質取扱作業室以外の当該管理区域内の区域において空気中の放射性物質の濃度を常時監視する場合における当該区域内の空気中の放射性物質の濃度については、毎月一回）以上（保安のため必要があるときは、その度ごとに）測定し、その結果を記録すること。

十七 製鍊場内の管理区域における人が触れるおそれがある放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度を毎週一回（当該密度を常時監視する場合にあつては、毎月一回）以上（保安のため必要があるときは、その度ごとに）測定し、その結果を記録すること。

十八 鉱山から排出される空気及び水の中の放射性物質の濃度を保安のため必要があるときに（製鍊場から連続して排出される空気及び水については、排出される度ごとに（連続して排出されるときは、連続して）測定し、その結果を記録すること。

十九 第十六号、第十六号の二及び前号の規定によるほか、管理区域、周辺監視区域及びこれ以外の区域の適当な箇所において、線量当量率又は空気若しくは水の中の放射性物質の濃度を保安のため必要があるときに測定し、その結果を記録すること。

二十 第十六号の二及び前号の規定による空気中の放射性物質の濃度の測定（電離放射線障害防止規則第二十二条第二項の放射性物質取扱作業室に限る。）については、作業環境測定法第二条第五号又は第七号に規定する者（作業環境測定法施行規則別表第二号に掲げる作業の種類について登録を受けている者に限る。）又はこれと同等以上の能力を有する者に実施させること。

二十一 次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表の下欄に掲げる期間これを保存すること。

記録事項

イ 第十三号で測定又は集計された線量

記録すべき場合
第十三号で測定又は集計された時期ごと保存期間
第二十五号に定め

ロ 第十四号で算定された実効線量（第十五号で算定された累積実効線量を含む。）又は等価線量

第十四号（累積実効線量のときは第十五号）で算定又は集計された時期ごと
測定の都度
第二十五号に定める期間
十年間

ハ 管理区域内の外部放射線に係る線量当量率及び放射線業務従事者が呼吸する空気中の放射性物質の濃度
ニ 製鍊場内の管理区域内における人が触れるおそれがある放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度
ホ 鉱山から排出される空気及び水（製鍊場から排出される空気及び水を除く。）の中の放射性物質の濃度
ト 保安規程に定める箇所における外部放射線に係る線量当量率又は空気若しくは水の中の放射性物質の濃度

は一日間及び三月間の平均濃度

二十二 前号に規定する記録事項について直接測定することが困難な場合においては、当該事項を推定することができる記録をもつてその事項の記録に代えることができる。

二十三 第二十一号の表ハ及びトの線量当量率の記録については、経済産業大臣の定めるところによること。

作業	教育事項	時間数
一 石油鉱山（石油坑によるもの）における火薬類を使用する作業	一 火薬類の知識に関すること	四時間以上
二 火薬類の取扱方法	二 火薬類による作業に関すること	六時間以上

第三十条 法第十条第二項の特に危険な作業として経済産業省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、当該作業に従事させるときに施すべき教育の内容は、それぞれ同表の中欄に掲げる教育事項（関係法令に関する事項を含む。）について、同表下欄に掲げる時間数に応じて行うものとする。

第三章 保安教育

二 前項第十号又は第十一号の規定により有効呼吸用保護具の着用を指示されたときは、有効呼吸用保護具を着用すること。

二十九 前号の場合においては、第三号の規定にかかわらず、当該鉱山労働者の線量については、当該作業に関し、経済産業大臣が定める線量限度まで被ばくすることができる。

三十 第二十七号の規定による措置に係る作業であつてこれに従事する者が多量の放射線を被ばくするおそれがあるものの一部を請負人に請け負わせるときは、当該作業に従事する男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性については、第三号の規定にかかわらず、同号の線量限度を超えて被ばくすることができる旨を当該請負人に周知すること。

三十一 前号の場合においては、同号の作業に従事する男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性が当該作業に従事する間に受ける線量は、第二十九号の線量限度を超えないようにする必要がある旨を前号の請負人に周知すること。

二 法第九条の規定に基づき、核原料物質鉱山における放射線障害の防止について鉱山労働者が守るべき事項は、次に掲げるものとする。

一 鉱業権者の指示がなければ、管理区域に立ち入らないこと。

二 前項第十号又は第十一号の規定により有効呼吸用保護具の着用を指示されたときは、有効呼吸用保護具を着用すること。

二十四 第二十一号の表イの線量を記録する場合には、放射線による被ばくのうち放射性物質によって汚染された空気を呼吸することによる被ばくに係る記録については、その被ばくの状況及び測定の方法を併せて記載すること。

二十五 第二十一号の表イ、ロ及びチの記録の保存期間は、その記録に係る鉱山労働者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が五年を超えた場合においては、核原料物質鉱山の鉱業権者がその記録を経済産業大臣が指定する機関に引き渡すまでの期間とする。

二十六 第二十一号の表イの規定による記録の写しについては、当該記録に係る放射線業務従事者に対し、記録した都度及びその者が当該業務を離れるときに交付すること。

二十七 核原料物質鉱山の製鍊場においては、地震、火災その他の災害により放射線障害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、放射線障害の防止のため適切な措置を講ずること。

二十八 前号の規定による措置に係る作業であつてこれに従事する者が多量の放射線を被ばくするおそれがあるものについては、放射線業務従事者（女性にあつては、妊娠する可能性がないことと診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）でなければ従事させないこと。ただし、当該作業を行うため必要な人員が得られない場合その他やむを得ない場合において放射線業務従事者以外の鉱山労働者（女性にあつては、妊娠する可能性がないと診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）を従事させるときは、この限りでない。

2 法第二十二条第四項（法第二十三条第三項で準用する場合を含む。）の規定による届出は、保安統括者又は保安管理者の選任又は解任後遅滞なく、様式第三により行わなければならない。																	
第四十二条 法第二十四条第一項の規定による届出は、保安統括者又は保安管理者の代理者の選任技術者免状若しくは内種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状は、この限りでない。																	
（作業監督者）																	
第四十三条 法第二十六条第一項の作業監督者を選任しなければならない作業は、次の表の上欄に定めるものとし、当該作業の区分ごとに同表下欄に掲げる資格を有する者から選任するものとする。																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>作業の区分</th> <th>作業監督者の資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 火薬類の存置、受渡し、運搬及び発破（石油鉱山（石油坑によるものを除く。）においては、火薬類の使用）に関する作業</td> <td>一 一箇月に一トン以上の火薬類を取り扱う作業については、火薬類取締法第三十一条第二項の甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者 二 一箇月に一トン未満の火薬類を取り扱う作業については、火薬類取締法第三十一項の甲種火薬類取扱保安責任者免状又は乙種火薬類取扱保安責任者免状を有する者</td> </tr> <tr> <td>二 ボイラー（小型ボイラーを除く。）又は蒸気圧力容器に関する作業</td> <td>一 伝熱面積の合計が五百平方メートル以上のボイラーに係る作業（貫流ボイラーのみを取り扱う場合を除く。）については、ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第二十四条の特級ボイラー技士免許を受けた者 二 伝熱面積の合計が二十五平方メートル以上五百平方メートル未満のボイラー（貫流ボイラーのみを取り扱う場合であつて、その伝熱面積の合計が五百平方メートル以上のものを含む。）に係る作業については、ボイラー及び圧力容器安全規則第二十四条の特級ボイラー技士免許又は一級ボイラー技士免許を受けた者</td> </tr> <tr> <td>三 伝熱面積の合計が二十五平方メートル未満のボイラーに係る作業については、ボイラー及び圧力容器安全規則第二十四条の一項第五号に掲げる化學設備をいい。以下同じ。）に係るものと除く。）に係る作業については、ボイラー及び圧力容器安全規則第二十四条の特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許又は二級ボイラー技士免許を受けた者</td> <td>一 一日の冷凍能力が二十トン以上三百トン未満の冷凍設備に係る作業については、高压ガス保安法第二十九条第一項の第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状の交付を受けている者 二 一日の冷凍能力が百トン以上三百トン未満の冷凍設備に係る作業については、高压ガス保安法第二十九条第一項の第一種冷凍機械責任者免状又は第三種冷凍機械責任者免状の交付を受けている者 三 一日の冷凍能力が二百トン以上五百トン未満の冷凍設備に係る作業については、高压ガス保安法第二十九条第一項の第一種冷凍機械責任者免状又は高压ガス保安法第二十九条第一項の第一種冷凍機械責任者免状の交付を受けている者</td> </tr> <tr> <td>四 冷凍設備（冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高压ガスの製造をする設備でその一日の冷凍能力が二十トン未満（フルオロカーボン（不活性のものに限る。）においては五十トン未満）のもの、冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）第三十六条第二項に掲げる施設（同項第一号の施設にあってはアンモニアを冷媒ガスとするものに限る。）であつて、その製造設備の一日の冷凍能力が五十トン未満のものと除く。）に関する作業</td> <td>一 一日の冷凍能力が三百トン未満の冷凍設備に係る作業については、高压ガス保安法第二十九条第一項の第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状の交付を受けている者 二 一日の冷凍能力が三百トン未満の冷凍設備に係る作業については、高压ガス保安法第二十九条第一項の第一種冷凍機械責任者免状又は第三種冷凍機械責任者免状の交付を受けている者 三 一日の冷凍能力が五百トン未満の冷凍設備に係る作業については、高压ガス保安法第二十九条第一項の第一種冷凍機械責任者免状又は高压ガス保安法第二十九条第一項の第一種冷凍機械責任者免状の交付を受けている者</td> </tr> <tr> <td>五 昇圧供給装置に関する作業（天然ガス自動車への充てん作業を除く。）</td> <td>一 昇圧供給装置のうち、ガスを高压にして充てんする装置について、蓄ガス器を備えないものに関する作業については、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二十六条第一項の甲種ガス主任技術者免状若しくは乙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者又は高压ガス保安法第二十九条第一項の甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状若しくは丙種化学責任者免状若しくは甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者 二 昇圧供給装置（ガスを高压にして充てんする装置であつて、蓄ガス器を備えないものを除く。）に関する作業については、ガス事業法第二十六条第一項の甲種ガス主任技術者免状の交付を受けている者又は高压ガス保安法第二十九条第一項の甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状若しくは丙種化学責任者免状若しくは甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者</td> </tr> <tr> <td>六 電気工作物（電圧三十ボルト未満のものを除く。）</td> <td>一 電圧十七万ボルト以上の事業用電気工作物（電気事業法（昭和三十九年法律第七百七十号）第三十八条第二項に規定する事業用電気工作物（同条第三項に規定する小規模事業用電気工作物を除く。）をいう。以下同じ。）に係る作業については、電気事業法第四十四条第一項の第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者 二 電圧五万ボルト以上十七万ボルト未満の事業用電気工作物に係る作業については、電気事業法第四十四条第一項の第一種電気主任技術者免状又は第二種電気主任技術者免状の交付を受けている者</td> </tr> <tr> <td>七 一 日に容積百立方メートル以上の高圧ガス（内燃機関の始動、タイヤの空気の充てん又は削岩の用に供する圧縮装置内における圧縮空気を除く。）を製造するための設備（冷凍設備及び</td> <td>一 高圧ガス保安法第二十九条第一項の甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状若しくは丙種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者</td> </tr> </tbody> </table>		作業の区分	作業監督者の資格	一 火薬類の存置、受渡し、運搬及び発破（石油鉱山（石油坑によるものを除く。）においては、火薬類の使用）に関する作業	一 一箇月に一トン以上の火薬類を取り扱う作業については、火薬類取締法第三十一条第二項の甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者 二 一箇月に一トン未満の火薬類を取り扱う作業については、火薬類取締法第三十一項の甲種火薬類取扱保安責任者免状又は乙種火薬類取扱保安責任者免状を有する者	二 ボイラー（小型ボイラーを除く。）又は蒸気圧力容器に関する作業	一 伝熱面積の合計が五百平方メートル以上のボイラーに係る作業（貫流ボイラーのみを取り扱う場合を除く。）については、ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第二十四条の特級ボイラー技士免許を受けた者 二 伝熱面積の合計が二十五平方メートル以上五百平方メートル未満のボイラー（貫流ボイラーのみを取り扱う場合であつて、その伝熱面積の合計が五百平方メートル以上のものを含む。）に係る作業については、ボイラー及び圧力容器安全規則第二十四条の特級ボイラー技士免許又は一級ボイラー技士免許を受けた者	三 伝熱面積の合計が二十五平方メートル未満のボイラーに係る作業については、ボイラー及び圧力容器安全規則第二十四条の一項第五号に掲げる化學設備をいい。以下同じ。）に係るものと除く。）に係る作業については、ボイラー及び圧力容器安全規則第二十四条の特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許又は二級ボイラー技士免許を受けた者	一 一日の冷凍能力が二十トン以上三百トン未満の冷凍設備に係る作業については、高压ガス保安法第二十九条第一項の第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状の交付を受けている者 二 一日の冷凍能力が百トン以上三百トン未満の冷凍設備に係る作業については、高压ガス保安法第二十九条第一項の第一種冷凍機械責任者免状又は第三種冷凍機械責任者免状の交付を受けている者 三 一日の冷凍能力が二百トン以上五百トン未満の冷凍設備に係る作業については、高压ガス保安法第二十九条第一項の第一種冷凍機械責任者免状又は高压ガス保安法第二十九条第一項の第一種冷凍機械責任者免状の交付を受けている者	四 冷凍設備（冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高压ガスの製造をする設備でその一日の冷凍能力が二十トン未満（フルオロカーボン（不活性のものに限る。）においては五十トン未満）のもの、冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）第三十六条第二項に掲げる施設（同項第一号の施設にあってはアンモニアを冷媒ガスとするものに限る。）であつて、その製造設備の一日の冷凍能力が五十トン未満のものと除く。）に関する作業	一 一日の冷凍能力が三百トン未満の冷凍設備に係る作業については、高压ガス保安法第二十九条第一項の第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状の交付を受けている者 二 一日の冷凍能力が三百トン未満の冷凍設備に係る作業については、高压ガス保安法第二十九条第一項の第一種冷凍機械責任者免状又は第三種冷凍機械責任者免状の交付を受けている者 三 一日の冷凍能力が五百トン未満の冷凍設備に係る作業については、高压ガス保安法第二十九条第一項の第一種冷凍機械責任者免状又は高压ガス保安法第二十九条第一項の第一種冷凍機械責任者免状の交付を受けている者	五 昇圧供給装置に関する作業（天然ガス自動車への充てん作業を除く。）	一 昇圧供給装置のうち、ガスを高压にして充てんする装置について、蓄ガス器を備えないものに関する作業については、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二十六条第一項の甲種ガス主任技術者免状若しくは乙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者又は高压ガス保安法第二十九条第一項の甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状若しくは丙種化学責任者免状若しくは甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者 二 昇圧供給装置（ガスを高压にして充てんする装置であつて、蓄ガス器を備えないものを除く。）に関する作業については、ガス事業法第二十六条第一項の甲種ガス主任技術者免状の交付を受けている者又は高压ガス保安法第二十九条第一項の甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状若しくは丙種化学責任者免状若しくは甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者	六 電気工作物（電圧三十ボルト未満のものを除く。）	一 電圧十七万ボルト以上の事業用電気工作物（電気事業法（昭和三十九年法律第七百七十号）第三十八条第二項に規定する事業用電気工作物（同条第三項に規定する小規模事業用電気工作物を除く。）をいう。以下同じ。）に係る作業については、電気事業法第四十四条第一項の第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者 二 電圧五万ボルト以上十七万ボルト未満の事業用電気工作物に係る作業については、電気事業法第四十四条第一項の第一種電気主任技術者免状又は第二種電気主任技術者免状の交付を受けている者	七 一 日に容積百立方メートル以上の高圧ガス（内燃機関の始動、タイヤの空気の充てん又は削岩の用に供する圧縮装置内における圧縮空気を除く。）を製造するための設備（冷凍設備及び	一 高圧ガス保安法第二十九条第一項の甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状若しくは丙種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者
作業の区分	作業監督者の資格																
一 火薬類の存置、受渡し、運搬及び発破（石油鉱山（石油坑によるものを除く。）においては、火薬類の使用）に関する作業	一 一箇月に一トン以上の火薬類を取り扱う作業については、火薬類取締法第三十一条第二項の甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者 二 一箇月に一トン未満の火薬類を取り扱う作業については、火薬類取締法第三十一項の甲種火薬類取扱保安責任者免状又は乙種火薬類取扱保安責任者免状を有する者																
二 ボイラー（小型ボイラーを除く。）又は蒸気圧力容器に関する作業	一 伝熱面積の合計が五百平方メートル以上のボイラーに係る作業（貫流ボイラーのみを取り扱う場合を除く。）については、ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第二十四条の特級ボイラー技士免許を受けた者 二 伝熱面積の合計が二十五平方メートル以上五百平方メートル未満のボイラー（貫流ボイラーのみを取り扱う場合であつて、その伝熱面積の合計が五百平方メートル以上のものを含む。）に係る作業については、ボイラー及び圧力容器安全規則第二十四条の特級ボイラー技士免許又は一級ボイラー技士免許を受けた者																
三 伝熱面積の合計が二十五平方メートル未満のボイラーに係る作業については、ボイラー及び圧力容器安全規則第二十四条の一項第五号に掲げる化學設備をいい。以下同じ。）に係るものと除く。）に係る作業については、ボイラー及び圧力容器安全規則第二十四条の特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許又は二級ボイラー技士免許を受けた者	一 一日の冷凍能力が二十トン以上三百トン未満の冷凍設備に係る作業については、高压ガス保安法第二十九条第一項の第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状の交付を受けている者 二 一日の冷凍能力が百トン以上三百トン未満の冷凍設備に係る作業については、高压ガス保安法第二十九条第一項の第一種冷凍機械責任者免状又は第三種冷凍機械責任者免状の交付を受けている者 三 一日の冷凍能力が二百トン以上五百トン未満の冷凍設備に係る作業については、高压ガス保安法第二十九条第一項の第一種冷凍機械責任者免状又は高压ガス保安法第二十九条第一項の第一種冷凍機械責任者免状の交付を受けている者																
四 冷凍設備（冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高压ガスの製造をする設備でその一日の冷凍能力が二十トン未満（フルオロカーボン（不活性のものに限る。）においては五十トン未満）のもの、冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）第三十六条第二項に掲げる施設（同項第一号の施設にあってはアンモニアを冷媒ガスとするものに限る。）であつて、その製造設備の一日の冷凍能力が五十トン未満のものと除く。）に関する作業	一 一日の冷凍能力が三百トン未満の冷凍設備に係る作業については、高压ガス保安法第二十九条第一項の第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状の交付を受けている者 二 一日の冷凍能力が三百トン未満の冷凍設備に係る作業については、高压ガス保安法第二十九条第一項の第一種冷凍機械責任者免状又は第三種冷凍機械責任者免状の交付を受けている者 三 一日の冷凍能力が五百トン未満の冷凍設備に係る作業については、高压ガス保安法第二十九条第一項の第一種冷凍機械責任者免状又は高压ガス保安法第二十九条第一項の第一種冷凍機械責任者免状の交付を受けている者																
五 昇圧供給装置に関する作業（天然ガス自動車への充てん作業を除く。）	一 昇圧供給装置のうち、ガスを高压にして充てんする装置について、蓄ガス器を備えないものに関する作業については、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二十六条第一項の甲種ガス主任技術者免状若しくは乙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者又は高压ガス保安法第二十九条第一項の甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状若しくは丙種化学責任者免状若しくは甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者 二 昇圧供給装置（ガスを高压にして充てんする装置であつて、蓄ガス器を備えないものを除く。）に関する作業については、ガス事業法第二十六条第一項の甲種ガス主任技術者免状の交付を受けている者又は高压ガス保安法第二十九条第一項の甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状若しくは丙種化学責任者免状若しくは甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者																
六 電気工作物（電圧三十ボルト未満のものを除く。）	一 電圧十七万ボルト以上の事業用電気工作物（電気事業法（昭和三十九年法律第七百七十号）第三十八条第二項に規定する事業用電気工作物（同条第三項に規定する小規模事業用電気工作物を除く。）をいう。以下同じ。）に係る作業については、電気事業法第四十四条第一項の第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者 二 電圧五万ボルト以上十七万ボルト未満の事業用電気工作物に係る作業については、電気事業法第四十四条第一項の第一種電気主任技術者免状又は第二種電気主任技術者免状の交付を受けている者																
七 一 日に容積百立方メートル以上の高圧ガス（内燃機関の始動、タイヤの空気の充てん又は削岩の用に供する圧縮装置内における圧縮空気を除く。）を製造するための設備（冷凍設備及び	一 高圧ガス保安法第二十九条第一項の甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状若しくは丙種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者																
する作業																	

九 鉱煙発生施設の鉱害防 止に関する作業	八 石油鉱山において行う パイプライン及びその附属 設備に関する作業	七 ガス集合溶接装置に関する作業	未満の事業用電気工作物並びに石炭坑（石炭の探鉱のみを行うもの及び亜炭のみの掘採を行うものを除く。）における電圧十ボルト以上五万ボルト未満、石油鉱山（石油坑を除く。）における電圧三十ボルト以上五万ボルト未満及び石油坑における電圧五万ボルト未満の電気工作物（全出力百キロワット未満の石油鉱山（石油坑を除く。）における電気工作物に限る。）に係る作業について、電気事業法第四十四条第一項の第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状若しくは第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者、同法第四十三条第二項の許可を受けた者が選任する者若しくは同項に規定する許可の要件を満たす者であつて産業保安監督部長が認めた者又は電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第五十二条第二項の経済産業大臣（事業場が一つの産業保安監督部の管轄区域内にある場合は、その所在を管轄する産業保安監督部長。）の承認を受けた者の委託契約の相手方（石炭坑を除く。）若しくは同項の承認を受ける要件を満たす者のうち産業保安監督部長が認めた者であつて委託契約の相手方（石炭坑を除く。）
。別表第一の一の項の下欄に掲げる者	労働安全衛生規則別表第四に掲げるガス溶接作業主任者免許を受けた者	一 パイプライン（天然ガスのみを流送するものに限る。）及びその附属設備であつて、最高使用圧力一メガパスカル以上のものに係る作業については、ガス事業法第二十六条第一項の甲種ガス主任技術者免状の交付を受けている者又は高圧ガス保安法第二十九条第一項の甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状若しくは丙種化学責任者免状若しくは甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者	二 パイプライン（天然ガスのみを流送するものに限る。）及びその附属設備であつて、最高使用圧力一メガパスカル未満のものに係る作業については、ガス事業法第二十六条第一項の甲種ガス主任技術者免状若しくは乙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者又は高圧ガス保安法第二十九条第一項の甲種化学責任者免状若しくは丙種化学責任者免状若しくは乙種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者
。別表第一の一の項の下欄に掲げる者	十一 騒音発生施設（公害防止組織法施行令第四条に掲げる施設（騒音指定地域内にあるものに限る。）に限る。）の鉱害防止に関する作業	十二 振動発生施設（公害防止組織法施行令第五条に掲げる施設（振動指定地域内にあるものに限る。）に限る。）の鉱害防止に関する作業	二 水質汚濁防止法施行令別表第一第六十二号に掲げる施設であつて、排出水量が一万立方メートル未満のものに係る作業については、公害防止組織法施行令別表第一の六の項の下欄に掲げる者三 水質汚濁防止法施行令別表第一第一号に掲げる施設又は坑廐水処理施設であつて、排出水量が一万立方メートル以上とのものに係る作業については、公害防止組織法施行令別表第二の七の項の下欄に掲げる者四 水質汚濁防止法施行令別表第一第一号に掲げる施設又は坑廐水処理施設であつて、排出水量が千立方メートル以上一万立方メートル未満のものに係る作業については、公害防止組織法施行令別表第二の八の項の下欄に掲げる者
。別表第一の一の項の下欄に掲げる者	十三 ダイオキシン類発生施設（公害防止組織法施行令第五条の三第一項に掲げ	。別表第一の一の項の下欄に掲げる者	二 大気汚染防止法施行令別表第一の一の項に掲げる施設であつて、排出ガス量が四万立方メートル未満のものに係る作業については、公害防止組織法施行令別表第二の二の項の下欄に掲げる者三 大気汚染防止法施行令別表第一の一の項、三の項から六の項まで、九の項から一の項まで、一三の項及び二九の項から三二の項までに掲げる施設であつて、排出ガス量が四万立方メートル以上のものに係る作業については、公害防止組織法施行令別表第二の三の項の下欄に掲げる者四 大気汚染防止法施行令別表第一の一の項、三の項から六の項まで、九の項から一の項まで、一三の項及び二九の項から三二の項までに掲げる施設であつて、排出ガス量が四万立方メートル以上のものに係る作業については、公害防止組織法施行令別表第二の三の項の下欄に掲げる者

る施設に限る。) の鉱害防止に関する作業	十四 粉じん発生施設の鉱害防止に関する作業	十五 石綿粉じん発生施設の鉱害防止に関する作業	十六 鉱業廃棄物の処理施設の鉱害防止に関する作業	十七 有害鉱業廃棄物の処理施設の鉱害防止に関する作業
2 鉱業権者は、掘削バージにおいて作業する作業監督者を選任するときは、前項の規定によるほか、次に掲げる要件を満たし、かつ、産業保安監督部長が直接により、前項の表の下欄の資格を有する者と同等以上の能力を有すると認めた者から選任することができる。	一 学校教育法による大学又は高等専門学校において、前項の表の上欄に定める当該作業の区分に関連する技術に関する学習を修了した者(当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)と同等以上の学力を有すると認められる者であつて、当該作業に関する実務に通算して一年以上従事したもの	二 学校教育法による高等学校において、前項の表の上欄に定める当該作業の区分に関連する技術に関する学科を修めこれを卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる者であつて、当該作業に関する実務に通算して二年以上従事したもの	三 前各号に掲げる者のか、当該作業に関する実務に通算して五年以上従事したもの	四 法第二十六条第二項の規定により準用する法第二十二条第四項及び法第二十六条第二項の規定により準用する法第二十三条の規定により準用する法第二十二条第四項の届出は、作業監督者の選任又は解任後遅滞なく、様式第五により行わなければならない。
3 鉱業権者は、第一項の表の第一号(火薬類を存置(火薬類の受渡場所又は発爆場所において一時存置する場合を除く。)する作業を除く。)、第八号、第十号又は第十四号の上欄に定める作業をする作業監督者を選任するときは、第一項の規定によるほか、それぞれ当該各号の下欄に掲げる資格を有する者と同等以上の能力を有すると産業保安監督部長が認めた者から選任することができる。	五 法第二十六条第二項の規定により準用する法第二十三条第一項第一項の規定により准用する法第三十一条第一項の規定により、鉱山労働者が鉱山労働者代表を選任するときは、第2法第三十一条第一項の規定により、鉱山労働者が鉱山労働者代表を届け出ようとするときは、第3法第三十一条第一項の規定により、当該鉱山に従事する全鉱山労働者にその旨周知するよう努めなければならぬ。	六 様式第六により行うものとする。	七 前項の届出事項に変更があつた場合は、遅滞なく、当該変更事項を届け出るものとする。	八 (申請書及び添付書類)
第四十四条の二 第二十九条第一項第二十五条号の指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。	第四十四条の三 前条の申請は、次の各号に掲げる申請書及び添付書類を経済産業大臣に提出して行うものとする。	一 イ 名称及び住所並びに代表者の氏名	ロ 記録保存業務(第二十九条第一項第二十五条号の規定に基づき引き渡しを受けた記録を保存する業務をいう。以下同じ。)を行う事務所の名称及び所在地	ハ 記録保存業務を開始しようとする年月日

二 行おうとする記録保存業務の範囲	三 定款及び登記事項証明書	四 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表	五 申請の日を含む事業年度における事業計画書及び収支予算書	六 役員の氏名及び経歴を記載した書類
七 記録保存業務の実施の方法に関する計画	八 記録保存業務以外の業務を行つているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類	九 次条第一号イからハまでに掲げる事由に該当しないことを説明した書類	十 記録保存業務を開始しようとする年月日	十一 二行おうとする記録保存業務の範囲
第十四条の四 経済産業大臣は、第四十四条の二の申請を行つた者が次の各号に適合していると認めるときは、その指定を行うものとする。	一 次に掲げる事由に該当しないこと。	二 イ 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者	三 ロ 第四十四条の六の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者ハ その業務を行う役員のうちにイに該当する者がある者	四 ハ その業務を行う役員のうちにイに該当する者がある者
二 その記録保存業務の実施の方法に関する計画が、記録保存業務の適確な実施のために適切なものであること。	三 前号の記録保存業務の実施の方法に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。	四 四記録保存業務以外の業務を行つているときは、その業務を行うことによって記録保存業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。	五 ロ 第二十九条第一項第二十五条号の指定を受けた者(以下「指定記録保存機関」という。)は、その名称若しくは住所又は記録保存業務を行う事業所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、経済産業大臣に届け出なければならない。	六 ハ その業務を行う役員のうちにイに該当する者がある者
三 (指定位の要求)	四 (指定位の変更)	五 (指定位の取消し)	六 (指定位の取消し)	七 (指定位の取消し)
第四十四条の五 経済産業大臣は、指定記録保存機関が第四十四条の四各号のいづれかに該当するときは、第二十九条第一項第二十五条号の指定を取り消すことができる。	二 二十九条第一項第二十五条号の指定を取り消すことができる。	三 二十九条第一項第二十五条号の指定を取り消すことができる。	四 二十九条第一項第二十五条号の指定を取り消すことができる。	五 二十九条第一項第二十五条号の指定を取り消すことができる。
二 法第三十一条第一項の規定により、当該鉱山に従事する全鉱山労働者にその旨周知するよう努めなければならぬ。	三 前項の届出事項に変更があつた場合は、遅滞なく、当該変更事項を届け出るものとする。	四 (指定の申請)	五 (指定の申請)	六 (指定の申請)
第四十四条の六 経済産業大臣は、指定記録保存機関が第四十四条の四各号のいづれかに該当するときは、第二十九条第一項第二十五条号の指定を取り消すことができる。	一 第四十四条の四各号の規定に適合しなくなつたとき。	二 前条の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。	三 不正の手段により第二十九条第一項第二十五条号の指定を受けたとき。	四 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六月前までに、その旨を経済産業大臣に届け出たとき。
二 第二十九条第一項第二十五条号の指定をしたとき。	三 第四十四条の四の二の規定による届出があつたとき。	四 前条の規定により指定を取り消したとき。		
三 前条の規定により指定を取り消したとき。				

規制法第六条第一項第四号の事項、振動発生施設に係る振動規制法第六条第一項第四号及び第五号の事項、ダイオキシン類対策特別措置法第十二条第一項第五号及び第六号の事項並びに千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書（以下「議定書」という。）に基づく担保措置としての燃料油の品質に関する事項について、変更しようとするとき

五の二 坑廃水処理施設等に係る水質汚濁防止法第五条第一項第一号及び第二号の事項、水道水源法第十一条第一項第一号及び第二号の事項、有害物質貯蔵指定施設に係る水質汚濁防止法第五条第三項第一号及び第二号の事項、鉱煙発生施設に係る大気汚染防止法第六条第一項第一号及び第二号の事項、水銀排出施設に係る同法第十八条第六条第一項第一号及び第二号の事項、揮発性有機化合物排出施設に係る同法第十七条の五第一項第一号及び第二号の事項、粉じん発生施設に係る同法第十八条第一項第一号及び第二号の事項、石綿粉じん発生施設に係る同法第十八条第六条第一項第一号及び第二号の事項、騒音発生施設に係る騒音規制法第六条第一項第一号及び第二号の事項、振動発生施設に係る振動規制法第六条第一項第一号及び第二号の事項並びにダイオキシン類対策特別措置法第十二条第一項第一号及び第二号の事項について、変更があつたとき	五の三 坑廃水処理施設等、有害物質貯蔵指定施設、鉱煙発生施設、水銀排出施設、揮発性有機化合物排出施設、粉じん発生施設、石綿粉じん発生施設、騒音発生施設、振動発生施設又はダイオキシン類発生施設に係る鉱業権を承継したとき	五の三 坑廃水処理施設等に係る水質汚濁防止法第六条、鉱煙発生施設に係る大気汚染防止法第七条第一項、水銀排出施設に係る同法第十八条の二十九第一項、揮發性有機化合物排出施設に係る同法第十七条の六第一項、粉じん発生施設に係る同法第十八条の二第一項、石綿じん発生施設に係る同法第十七条第一項、騒音発生施設に係る同法第十八条第六条第一項、粉じん発生施設に係る同法第十七条第一項、振動発生施設に係る振動規制法第七条第一項並びにダイオキシン類発生施設に係るダイオキシン類対策特別措置法第十三条第一項の規定の適用を受けるとき	五の三 坑廃水処理施設等による鉱業権を承継したとき
に後速やかに適用をし、なかつた措置とその理由	当該規定の適用を受ける日から六十日以内に適用をし、なかつた措置の内容	当該規定の適用を受ける日から三十日以内に定められたる届出事項	鉱業権
に後速やかに適用をし、なかつた措置とその理由	当該規定の適用を受ける日から六十日以内に適用をし、なかつた措置の内容	当該規定の適用を受ける日から三十日以内に定められたる届出事項	鉱業権

十 第三十一条第二項ただし書に基づき、やむを得ない一時的な工事をしたとき

工事開始後に速やかに実行する

十一 核原料物質鉱山における放射線障害の防止の記録

六月ごとに十二に由る様式第

3 鉱業権者は、第一項の表の第二十一号から第二十四号までに掲げる事項に係る報告の記録を十年間保存すること。

(保安図)

第四十七条 鉱業権者は、法第四十二条の規定に基づき作成した保安図の複本を、毎年六月末日現在のものを毎年八月末日までに提出するものとする。ただし、既に提出した保安図の複本から変更がないときは、その旨を産業保安監督部長に申し出て、その提出を行わないことができる。

2 法第四十二条の規定に基づき、鉱山に係る保安図を作成するときは、次の各号の規定によるものとする。

一 施設の配置が適切に表示されること。

2 記号は、日本産業規格M〇一〇一鉱山記号で定める記号とし、同規格に該当する記号がない場合にあっては、簡潔かつ平易に事項を表示することができる記号とする。

三 石炭鉱山及び金属鉱山等の露天掘採場並びに金属鉱山等の坑内においては、平面図のほか、さい面図を作成すること。

4 石炭坑においては、必要があるときは、平面図のほか、さい面図を作成すること。

5 石炭坑においては、坑口、通気坑道、人道、運搬坑道その他の坑道、立坑、採炭作業場、掘進箇所、必要な掘採跡、必要な旧坑、鉱業廃棄物の埋立場、火薬類取扱所、扇風機の位置及び種類、通気方向、通気量（各分流のものを含む）、気温、湿度、ガス含有率、通気戸、風橋、ガス誘導施設、散水施設、爆発伝播防止施設、排水ポンプ、巻揚機、自然発火箇所その他保安上必要な事項を記載すること。

6 金属鉱山等の坑内においては、坑口、坑道、立坑、掘採操作業場、掘進箇所、鉱業廃棄物の埋立場、火薬類取扱所、燃料油貯蔵所、燃料給油所、通気設備、排水設備、消火設備その他保安上必要な事項を記載すること。

7 石油鉱山等の坑内においては、坑井、ポンピング・パワー、特定施設、受電設備、火薬類その他の危険物の貯蔵所、消防施設の位置その他保安上必要な事項を記載すること。

8 石油坑においては、坑口、坑道、掘進箇所、掘採跡及び旧坑の位置並びに扇風機の位置及び種類、通気方向、通気量（各分流のものを含む）、通気圧、通気戸、風橋、湿度、温度、ガス含有率その他保安上必要な事項を記載すること。

9 海底下等を掘採する鉱山においては、海底下等から掘採箇所までの深度、地層の状況、断層の状況等その他保安上必要な事項を記載すること。

10 石炭鉱山等の地下施設においては、第三号及び第六号に準じて記載すること。

11 金属鉱山等の地下施設においては、露天掘採場、選炭場、沈殿物の集積場、鉱業廃棄物の埋立場、火薬庫、火薬類取扱所、油脂類その他の危険物の貯蔵所、扇風機の位置及び種類、ガス誘導施設その他保安上必要な事項を記載すること。

12 金属鉱山等の坑外においては、露天掘採場、製錬場、選鉱場、捨石、鉱さい又は沈殿物の集積場、鉱業廃棄物の埋立場、坑廃水処理施設等及び排水口、火薬庫、火薬類取扱所、燃料油貯蔵所、燃料給油所、油脂類、毒物及び劇物その他の危険物の貯蔵所、消防設備その他保安上必要な事項を記載すること。

13 核原料物質鉱山においては、管理区域及び周辺監視区域の範囲を記載すること。

14 金属鉱山等においては、鉱山の周辺にある鉱業法第六十四条に規定する公共の用に供する施設及び建物を記載すること。

十五 前各号に掲げるもののほか、産業保安監督部長が保安上必要があると認めて指示した事項を記載すること。

三 第一項の規定にかかるわらず、災害その他やむを得ない事由により第一項の期間内に同項の保安図の複本の提出が困難である場合には、鉱業権者は、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に同項の保安図の複本を産業保安監督部長に提出しなければならない。
(緊急土地使用)

第四十八条 法第四十四条第一項の規定に基づき、鉱業権者が他人の土地に立ち入り、又は一時これらを使用するためには、産業保安監督部長の許可を受けようとするときは、当該土地の所在地、土地の占有者の氏名及び立入り又は使用の目的を記載した文書を産業保安監督部長に提出するものとする。
(立入検査証)

第四十九条 法第四十七条规定に基づき、鉱務監督官その他の職員が立入検査等を行う際に携帯する証票は、様式第十三によるものとする。
(鉱務監督官証)

第五十条 鉱務監督官が法第四十八条の権限又は第四十九条の規定に基づく職務を行う際に携帯する証票は、様式第十四によるものとする。

第五十一条 鉱業代理人の保安に関する代理権限

第五十二条 鉱業権者は、鉱業法施行規則(昭和二十六年通商産業省令第二号)第三十一条第一項(同規則第三十三条において準用する場合を含む。)の規定により選任した鉱業代理人に、法及びこれに基づく経済産業省令によって鉱業権者が行うべき手続その他の行為を、その範囲内において、委任することができる。
(届出の経由)

第五十三条 鉱業権者及び鉱山労働者が法又はこの省令に基づき、産業保安監督部長に対し届出又は報告をしようとするとき(第四十条第二項の産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に届出するときを含む。)は、鉱山の所在地を管轄する産業保安監督部の支部長又は産業保安監督署長(石炭鉱山に係るものに限る。)を経由して行うことができる。
(電磁的方法による保存)

第五十三条 この省令に規定する検査の結果その他の記録は、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。)により作成し、保存することができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されるようにならなければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

附 则

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第一条第二項第三十九号並びに第二十四条第二号及び第三号の規定は、議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(関係省令の廃止)
第二条 次に掲げる省令は、廃止する。

一 鉱業代理人の保安に関する代理権限等に関する省令(昭和二十四年通商産業省令第三十二号)

二 鉱山坑内用品検定規則(昭和二十四年通商産業省令第三十六号)

三 保安技術職員国家試験規則(昭和二十五年通商産業省令第七十二号)

四 鉱山施設性能検査等手数料規則(昭和二十六年通商産業省令第七十七号)

五 鉱山保安法第九条の二第一項の物件を定める省令(昭和三十三年通商産業省令第百三十三号)
三号)

七 鉱業廃棄物の処理等に関する基準を定める省令(昭和五十二年通商産業省令第三十九号)
八 鉱山保安規則(平成六年通商産業省令第十三号)

九 鉱山保安法第二条第二項ただし書の附屬施設の範囲を定める省令(平成十二年通商産業省令第四百七号)
(鉱業権者が講すべき措置に係る経過措置)
第三条 この省令の施行前に附則第二条の規定による廃止前の鉱山保安規則(以下「旧鉱山保安規則」という。)第八百七十八条の規定に基づき鉱山保安監督部長が行った許可のうち、次の表の上欄に掲げる規定に係るものについては、この省令及び鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令(平成十六年経済産業省令第九十七号)(以下「技術基準省令」という。)の規定にかかるわらず、それぞれこの省令の施行の日から起算して同表の下欄に掲げる期間を経過する日までの間は、なお従前の例による。

条項の規定	期間
一 旧鉱山保安規則第五百四十六条第五項	一年間
二 旧鉱山保安規則第八百十二条第二項	三年間

2 この省令の施行前に鉱山保安監督部長が行った次に掲げる事項については、技術基準省令の規定にかかるわらず、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

一 坑内又は地下施設において使用する車両系鉱山機械(内燃機関を原動機として使用しないものを除く。)の機関部及び吸排気系統に対しても作動する、運転者席から容易に操作でき、かつ、損傷を受けるおそれのない位置への消火装置の設置に係る許可

二 坑内又は地下施設において使用する自動車の機関部及び吸排気系統に対しても作動する、運転者席から容易に操作でき、かつ、損傷を受けるおそれのない位置への消火装置の設置に係る許可
(保安教育に係る経過措置)

第四条 附則第二条の規定による廃止前の保安技術職員国家試験規則(以下「旧試験規則」という。)第四条及び第五条の国家試験の種類のうち、次の表の中欄に掲げる試験に合格した者又は

旧鉱山保安規則第五十六条第三項に規定する有資格者のうち、同表の下欄に掲げる作業に従事した者は、同表上欄に掲げる作業に係る法第十条第二項の教育を施したものとする。

教育を受けるべき作業

試験

従事した作業

二 石炭坑(石炭の探鉱のみを行うもの及び亜炭のみの掘採を行うものと除く。)における発破に関する作業	イ 甲種上級保安技術職員試験 ロ 甲種発破係員試験 ハ 甲種坑内保安係員試験	石油鉱山における火薬類を使用する作業
三 前二号のほか、鉱山における発破に関する作業	イ 甲種、乙種又は丁種上級保安技術職員試験 ロ 甲種又は乙種発破係員試験 ハ 甲種又は丁種坑内保安係員試験 ニ 甲種、乙種又は丁種坑内保安係員試験	金属鉱山等における発破に関する作業又はシミューチングの作業
四 鉱山施設性能検査等手数料規則(昭和二十六年通商産業省令第七十七号)		

(保安管理者に係る経過措置)

第五条 この省令の施行の際現に鉱業を営んでいる常時五十人未満の鉱山労働者を使用する鉱業権者についての法第二十二条第三項の保安管理者及び同項ただし書の保安統括者が備えなければならない

らない要件は、第四十一条第一項の規定にかかると、平成二十年三月三十一日までは、産業保安監督部長が保安の確保上支障がないと認めた者とすることができる。

(作業監督者に係る経過措置)

第六条 第四十三条の規定にかかると、次の一欄に掲げる作業の区分ごとに同表下欄に掲げる旧試験規則第四条及び第五条の国家試験の種類に応じ合格した者は、法第二十六条第一項の作業監督者の資格を有する者とみなす。

作業の区分	国家試験の種類
一 火薬類の存置、受渡し、運搬及び発破(石油鉱山(石油坑によるものを除く。)においては、火薬類の使用)に関する作業	一 火薬類を存置(火薬類の受渡場所又は発破場所における一時存置する場合を除く。)する作業以外の作業については、上級保安技術職員試験(石炭坑の探鉱のみを行うもの及び亜炭のみの掘採を行うものを除く。以下この表において同じ。)においては甲種上級保安技術職員試験及び石油鉱山においては丙種上級保安技術職員試験に限る。)、坑外保安係員試験(石油坑及び石油鉱山を除き、石炭坑においては甲種坑内保安係員試験に限る。)においては甲種上級保安技術職員試験及び石油鉱山に試験(石油鉱山を除き、石炭坑においては甲種発破係員試験に限る。)、鉱場保安係員試験(石油鉱山に限る。)又は発破係員試験(石油鉱山を除き、石炭坑においては甲種発破係員試験に限る。)又は蒸気圧力容器に関する作業を除く。)については、火薬係員試験
二 ポイラー(小型ボイラーを除く。)又は蒸気圧力容器に関する作業	二 最高使用圧力○・四メガパスカル以上のボイラー又は蒸気圧力容器に係る作業については、汽缶係員試験
三 一日に容積百立方メートル以上上の高圧ガス(内燃機関の始動、タイヤの空気の充てん又は削岩の用に供する圧縮装置内における圧縮空気を除く。)を製造するための設備(冷凍設備及び昇圧供給装置を除く。)に関する作業	三 最高使用圧力○・一メガパスカル以上○・四メガパスカル未満のボイラー又は蒸気圧力容器に係る作業については、汽缶係員試験又は機械保安係員試験
四 冷凍設備(冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備でその一日の冷凍能力が二十トン未満(フルオロカーボン(不活性のものに限る。)にあっては五十トン未満)のもの、冷凍保安規則第三十六条第二項に掲げる施設(同項第一号の製造施設にあっては、アンモニアを冷媒ガスとするものに限る。)であって、その製造設備の一日の冷凍能力が五十トン未満のものを除く。)に関する作業	上級保安技術職員試験又は機械保安係員試験

五 昇圧供給装置に関する作業(天然ガス自動車への天然ガスの充てん作業を除く。)	上級保安技術職員試験又は機械保安係員試験
六 電気工作物の工事、維持及び運用に関する作業	一 石炭坑に設置する全出力百キロワット以上であつて、最大電力五百キロワット(海洋掘採施設においては千キロワット)未満の事業用電気工作物又は全出力百キロワット以上の電気工作物に係る作業については、甲種上級保安技術職員試験又は甲種電気保安係員試験

七 ガス集合溶接装置に関する作業	二 石油鉱山に設置する全出力百キロワット以上であつて、最大電力五百キロワット(海洋掘採施設においては千キロワット)未満の事業用電気工作物又は全出力百キロワット以上の電気工作物に係る作業については、丙種上級保安技術職員試験又は電気保安係員試験
八 石油鉱山において行うパイプライン及びその附属設備に関する作業	三 石炭坑及び石油鉱山以外の鉱山に設置される全出力百キロワット以上の事業用電気工作物(高圧電気工作物に限る。)及び石油坑に設置する全出力百キロワット未満の電気工作物(電圧七千ボルト以下のものに限る。)に係る作業については、丙種上級保安技術職員試験又は電気保安係員試験
九 鉱煙発生施設の鉱害防止に関する作業	四 石炭坑及び石油鉱山以外の鉱山に設置される全出力百キロワット未満の事業用電気工作物(高圧電気工作物に限る。)に係る作業については、上級保安技術職員試験又は電気保安係員試験
十 坑廃水処理施設の鉱害防止に関する作業	五 石炭坑及び石油鉱山以外の鉱山に設置される全出力百キロワット未満の事業用電気工作物(電圧七千ボルト以下のものに限る。)並びに全出力百キロワット未満のものに係る作業については、上級保安技術職員試験又は電気保安係員試験
十一 騒音発生施設(公害防止組織法施行令第四条に掲げる施設(騒音指定地域内にあるものに限る。)に係る。)の鉱害防止に関する作業	六 電気工作物の工事、維持及び運用に関する作業
十二 振動発生施設(公害防止組織法施行令第五条の二に掲げる施設(振動指定地域内にあるものに	上級保安技術職員試験又は鉱害防止係員試験

限る。)に限る。)の鉱害防止に関する作業	
十三 ダイオキシン類発生施設 (公害防止組織法施行令第五条の三第一項に掲げる施設に限る。)の鉱害防止に関する作業	上級保安技術職員試験又は鉱害防止係員試験
十四 粉じん発生施設の鉱害防止に関する作業	上級保安技術職員試験又は鉱害防止係員試験
十五 石綿じん発生施設の鉱害防止に関する作業	上級保安技術職員試験又は鉱害防止係員試験(特別措置法第二条第一項に定める鉱物に係る鉱山については甲種鉱害防止係員試験に限る。)
十六 鉱業廃棄物の処理施設の鉱害防止に関する作業	上級保安技術職員試験、鉱害防止係員試験、鉱場保安係員試験(石油鉱山に限る。)又は坑外保安係員試験(石油鉱山を除く。)
十七 有害鉱業廃棄物の処理施設の鉱害防止に関する作業	上級保安技術職員試験、鉱害防止係員試験、鉱場保安係員試験(石油鉱山に限る。)又は坑外保安係員試験(石油鉱山を除く。)
2 この省令の施行の際現に鉱業を営んでいる鉱業権者についての法第二十六条第一項の作業監督者が備えなければならない要件は、第四十三条の規定にかかわらず、平成二十年三月三十一日までは、産業保安監督部長が保安上の支障がないと認めた者とすることができる。	
第七条 この省令の施行の際現に鉱業を営んでいる鉱業権者であつて、この省令の施行の日前六月以内に旧鉱山保安規則第九十四条の規定により保安団の複本を鉱山保安監督部長に届け出たものについては、平成十八年三月三十一日までは、第四十七条第一項の規定は、適用しない。	
附 則 (平成一七年三月一一日経済産業省令第二〇号)	この省令は、平成十九年四月一日から施行する。
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。	
附 則 (平成一七年五月三一日経済産業省令第六二号)	この省令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年六月一日)から施行する。
附 則 (平成一八年三月三一日経済産業省令第二九号)抄	(施行期日)
第一条 この省令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十六号)の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。(経過措置)	
第二条 この省令の施行の日において現に設置されているこの省令による改正後の鉱山保安法施行規則(以下「新施行規則」という。)別表第二の三十四の項の上欄に掲げる施設(設置の工事が着手されているものを含む。)については、新施行規則第二十条の二第二号の規定は、この省令の施行の日から平成二十二年三月三十一日までは適用しない。	
2 この省令の施行の日において現に設置されている新施行規則別表第二の三十四の項の上欄に掲げる施設(設置の工事が着手されているものを含む。)については、新施行規則第二十条の二第二号の規定は、平成二十二年四月一日から当分の間、容量が二、〇〇〇キロリットル以上のものについて適用する。	
3 この省令の施行の日において現に設置されている新施行規則別表第二の三十四の項の上欄に掲げる施設(設置の工事が着手されているものを含む。)については、この省令による改正後の鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令(以下「新技术基準省令」という。)第五条第四号の規定は、この省令の施行の日から平成二十二年三月三十一日までは適用しない。	
4 この省令の施行の日において現に設置されている新施行規則別表第二の三十四の項の上欄に掲げる施設(設置の工事が着手されているものを含む。)については、新技术基準省令第五条第四号の規定は、この省令の施行の日から平成二十二年三月三十一日までは適用しない。	

号の規定は、平成二十二年四月一日から当分の間、容量が二、〇〇〇キロリットル以上のものについて適用する。

附 則 (平成一八年九月二九日経済産業省令第九一号)

(施行期日)
第一条 この省令は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成十八年十月一日)から施行する。

(経過措置)
第二条 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則附則第三条及び第四条第一項に規定する特定特殊自動車については、この省令による改正後の鉱山保安法施行規則第二十条の三第一号の規定は、適用しない。

附 則 (平成一九年三月三〇日経済産業省令第二九号)

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月一一日経済産業省令第一五号)

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一一年三月三一日経済産業省令第一九号)

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年三月一五一日経済産業省令第一三号)

(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月三一日経済産業省令第一三号)

(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月三一日経済産業省令第一三号)

(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二四年一月一二日経済産業省令第一二号)

(施行期日)
第一条 この省令は、鉱業法の一部を改正する等の法律の施行の日(平成二十四年一月二十一日)から施行する。

附 則 (平成一二四年五月三一日経済産業省令第四三号)

(施行期日)
第一条 この省令は平成二十四年六月一日から施行する。

附 則 (平成一二四年五月三一日経済産業省令第四三号)

(施行期日)
第一条 この省令は平成二十四年六月一日から施行する。

附 則 (平成一二四年五月三一日経済産業省令第四三号)

(施行期日)
第一条 この省令は、鉱山保安法施行規則第一条第二項第六号に規定する鉱山等に設置している水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第八項に規定する有害物質使用特定施設(同法第五条第二項に該当する場合を除き、設置の工事をしている場合を含む。)及び同法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設(設置の工事をしている場合を含む。)については、この省令の施行の日から起算して三年を経過するまでの間は、この省令による改正後の鉱山保安法施行規則第十九条第八号及びこの省令による改正後の鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第十四条の規定は、適用しない。

附 則 (平成一二四年九月一四日経済産業省令第六八号)

(施行期日)
第一条 この省令は、原子弹規制委員会設置法の施行の日(平成二十四年九月十九日)から施行する。

この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の施行の日

(経過措置)

(平成二十五年六月一日)から施行する。

附 則 (平成二十六年六月二十四日経済産業省令第三二一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十八年八月一日経済産業省令第六六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十九年七月五日経済産業省令第五〇号) 抄

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月三〇日経済産業省令第九号)

この省令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十一号)の施行の日

日 (平成三十年四月一日)から施行する。

附 則 (平成三十一年六月一五日経済産業省令第三四号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年七月一日経済産業省令第一七号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和元年八月一日経済産業省令第三一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年四月一〇日経済産業省令第三七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年六月一六日経済産業省令第六〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年一一月二八日経済産業省令第九二号)

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年三月一〇日経済産業省令第一二号) 抄

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年四月八日経済産業省令第四〇号)

この省令は、令和三年五月一日から施行する。

附 則 (令和四年一一月一四日経済産業省令第九六号) 抄

(施行期日) この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月二八日経済産業省令第一一号) 抄

(施行期日) この省令は、令和五年三月二十八日から施行する。

附 則 (令和五年一二月一四日経済産業省令第九九号) 抄

(施行期日) この省令は、令和五年一二月一四日から施行する。

附 則 (令和五年三月二九日経済産業省令第一〇〇号)

この省令は、令和五年三月二九日から施行する。

附 則 (令和四年一一月一四日経済産業省令第九九六号) 抄

(施行期日) この省令は、令和四年法律第七十四号) 附則第一条

1 この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律(令和四年法律第七十四号) 附則第一条

第三号に掲げる規定の施行の日(令和五年三月二十二日)から施行する。

附 則 (令和五年三月二八日経済産業省令第一一号) 抄

(施行期日) この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化

等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和五年四月一日。以下「施行日」とい

う。)から施行する。

第四条 この省令の施行前にされたこの省令による改正前の鉱山保安法施行規則第二条に規定するそう鉛鉱、アンチモニーアンチモニウム鉄鉱に係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの省令による改正後の鉱山保安法施行規則第二条に規定するビスマス鉱、アンチモン鉱又はクロム鉄鉱に係る処分、手続その他の行為としてされたものとみなす。

第五条 この省令は、令和五年十月一日から施行する。

附 則 (令和五年五月二五日経済産業省令第二七号)

この省令は、令和五年十月一日から施行する。

附 則 (令和六年六月二八日経済産業省令第四〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一(第一条第二項第三十四号、第十八条第七号、第八号、第十号及び第十二号関係)

アルキル水銀化合物につき検出されないこと

別表第一(第三十一条関係)

特定施設の種類	変更の工事の届出が必要となる事項
一 受電電圧が一万ボルト(石炭坑(石炭の探鉱のみを行うもの及び亜炭のみの掘採を行うものを除く。以下この表において同じ。)にあっては、電圧十ボルト)以上の需要設備(電気を使用するため、その使用の場所と同一の鉱山(鉱山のもの)の発電所、蓄電所又は変電所の構内を	当該施設に関する事項
一 遮断器	他の者が設置する電気工作物と電気的に接続するための遮断器(受電電圧一万ボルト以上の需要設備(電気を使用するため、その使用の場所と同一の鉱山(鉱山のもの)の設置

除く。)に設置する電気工作物の総合体をいう。)

口 他の者が設置する電気工作物と電気的に接続するための遮断器（受電電圧一万ボルト以上の需要設備に属するものに限る。）であつて、電圧一万ボルト以上のものの改造のうち、二十パーセント以上の遮断電流の変更を伴うもの

ハ 他の者が設置する電気工作物と電気的に接続するための遮断器（受電電圧一万ボルト以上の需要設備に

属するものに限る。) であつて、電圧一万ボルト以上のものの取替え

ロボルトアンペア以上又は出力一万キロワット以上のもの設置

電王一万ボルト以上の機器であつて、容量一万キロワットの改造のうち二十パーセント以上の電圧の変更又は二十分の一以上以上の容量若しくは出力の変更を伴うもの

ロボルトアンペア以上又は出力一万キロワット以上のもの取替え
三 電線
イ 電王五万ボルト以上の電線路の設置

電圧十万ボルト以上の電線路の一キロメートル以上

(1) 電圧の変更（昇圧の場合に限る）を伴うもの
 (2) 電気方式又は回線数の変更を伴うもの
 (3) 電線の種類又は一回線当たりの条数の変更を伴うもの

(4) 二十パーセント以上の電線の太さの変更を伴うもの
(5) 支持物に係るもの

二 電圧十万ボルト未満の電線路の電圧を十万ボルト以上とする改造

当該事項に関する事項
一 内燃機関のキロワット数（二十パーセント以上の変更であつて、百キロワット以上の場合に限る。）又は同文

二 非常用予備発電装置（石炭鉱山、金属鉱山等及び石油鉱山（石油坑を除く。）にあつては、三十ボルト以上（石炭坑にあつては、十ボルト以上）のものに限る。）

二、別電機の容量（「十ハーベン」以上の変更）おなじで、百キロボルトアンペア以上の場合に限る。）又は

五	石油鉱山における掘削施設(全出力五百キロワット未満の原動機を使用する掘削装置並びに第三号、第九号及び第三十二号の施設を除く。)	五 石油鉱山における掘削施設(全出力五百キロワット未満の原動機を使用する掘削装置並びに第三号、第九号及び第三十二号の施設を除く。)
六	道路及び建設物等に対する保護設備	六 石油鉱山における海洋掘採施設(第三号、前号、第九号及び第三十二号の施設を除く。)
七	索条の種類、構造又は直径	七 索条の種類、構造又は直径
八	支柱及び索条支持装置の種類又は構造	八 支柱及び索条支持装置の種類又は構造
九	索条の最大運転速度	九 索条の最大運転速度
十	信号装置等	十 索条の最大傾斜
十一	信号装置等	十一 信号装置等
十二	道路及び建設物等に対する保護設備	十二 道路及び建設物等に対する保護設備
一	当該施設に関する事項	一 当該施設に関する事項
二	構造又は主要寸法	二 構造又は主要寸法
三	掘削バージの浮上時の安定度又は満載喫水	三 挖削バージの浮上時の安定度又は満載喫水
四	掘削バージの内燃機関の種類、型式、構造(ディーゼル機関に限る)、定格キロワット数(発電用のもの以外のものについては、二十パーセント以上(ディーゼル機関については十パーセント以上)の変更に限る)、回転数又は個数	四 挖削バージの内燃機関の種類、型式、構造(ディーゼル機関に限る)、定格キロワット数(発電用のもの以外のものについては、二十パーセント以上(ディーゼル機関については十パーセント以上)の変更に限る)、回転数又は個数
五	掘削バージにおける電気設備	五 掘削バージにおける電気設備
六	掘削装置	六 掘削装置
イ	イ 挖削装置の構造	イ 挖削装置の構造
ロ	ロ 巻揚用ロープの規格	ロ 巻揚用ロープの規格
ハ	ハ 噴出防止装置の種類、構造、最高使用圧力又は個数	ハ 噴出防止装置の種類、構造、最高使用圧力又は個数
ニ	ニ やぐらの高さ又は材質	ニ やぐらの高さ又は材質
ホ	ホ 循環泥水タンク又は泥水貯蔵タンクの容量又は設置箇所	ホ 循環泥水タンク又は泥水貯蔵タンクの容量又は設置箇所
ヘ	ヘ 泥水処理施設(泥だめを含む。)	ヘ 泥水処理施設(泥だめを含む。)
(1)	(1) 構造又は最大能力	(1) 構造又は最大能力
(2)	(2) 泥水処理施設又はそれに関連する主要機械若しくは主要装置の位置	(2) 泥水処理施設又はそれに関連する主要機械若しくは主要装置の位置
セ	セ クレーン(固定式のものに限る。)	セ クレーン(固定式のものに限る。)
原	原動機の種類又は定格キロワット数	原動機の種類又は定格キロワット数
ブ	ブームの構造又は主要寸法	ブームの構造又は主要寸法
ハ	ハ ロイド(安全装置の構造)	ハ ロイド(安全装置の構造)
ブ	ブ レーキ又は安全装置の構造	ブ レーキ又は安全装置の構造
レ	レ 坑廃水処理施設の構造	レ 坑廃水処理施設の構造
シ	シ 鉱煙発生施設の構造	シ 鉱煙発生施設の構造
ス	ス 水銀排出施設の構造	ス 水銀排出施設の構造
タ	タ ダイオキシン類発生施設の構造	タ ダイオキシン類発生施設の構造
ク	ク オゾン層破壊物質を含む装置、設備又は材料(議定書に基づく担保措置に関する事項に限る。)	ク オゾン層破壊物質を含む装置、設備又は材料(議定書に基づく担保措置に関する事項に限る。)
レ	レ 当該施設に関する事項	レ 当該施設に関する事項
シ	シ 一日当たりの最大流送能力	シ 一日当たりの最大流送能力
ス	ス 導管の規格	ス 導管の規格
タ	タ 最大送圧力(メガパスカル)	タ 最大送圧力(メガパスカル)
ク	ク 緊急遮断装置の種類、構造又は設置箇所	ク 緊急遮断装置の種類、構造又は設置箇所
ラ	ラ パイプラインの設置方法	ラ パイプラインの設置方法
イ	イ 緊急遮断装置の種類、構造又は設置箇所	イ 緊急遮断装置の種類、構造又は設置箇所
シ	シ 海洋に設置するパイプラインにあっては、圧力検査	シ 海洋に設置するパイプラインにあっては、圧力検査
タ	タ 装置又は逆流防止装置の種類、構造又は設置箇所	タ 装置又は逆流防止装置の種類、構造又は設置箇所
ク	ク 当該施設に関する事項	ク 当該施設に関する事項
ラ	ラ 構造又は容量若しくは内容積	ラ 構造又は容量若しくは内容積

九 高压ガスを製造する施設（金属鉱山等及び石油鉱山においては、一日に製造する高压ガスの容積が三十立方メートル以上のもの（冷凍のため高压ガスを製造する施設及び第十一号の施設の一部をなすものを除く。）に限る。）又は冷凍のため高压ガスを製造する施設で、一日の冷冻能力が三トン（フルオロカーボンを使用するものにあっては二十トン）以上のもの（第十一号の施設の一部をなすものと十 容積三百立方メートル以上の高压ガスを貯蔵する高压ガス貯蔵所	当該施設に関する事項 一 設置箇所 二 製造する高压ガスの種類 三 一日に圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積（冷凍のための施設にあっては、一日の冷冻能力） 四 高压ガス設備の個数、能力又は配置 五 高压ガス設備を設置する室又は充てん容器を収納する室の構造 六 安全弁の種類又は構造（石油鉱山に係るものに限りなく。）	当該施設に関する事項 一 設置箇所 二 製造する高压ガスの種類 三 一日に圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積（冷凍のための施設にあっては、一日の冷冻能力） 四 高压ガス設備の個数、能力又は配置 五 高压ガス設備を設置する室又は充てん容器を収納する室の構造 六 安全弁の種類又は構造（石油鉱山に係るものに限りなく。）
十一 石油鉱山における高压ガス処理プラント	当該施設に関する事項 一 設置箇所 二 構造 三 貯蔵する高压ガスの種類又は最大貯蔵量	当該施設に関する事項 一 設置箇所 二 構造 三 貯蔵する高压ガスの種類又は最大貯蔵量
十二 石油鉱山におけるスタビライザープラント（第九号の施設を除く。）	当該施設に関する事項 一 設置箇所 二 使用ポンプの種類又は最高使用圧力 三 使用ポンプの種類又は最高使用圧力又は台数 四 ガス分離塔、精留塔、分留塔、コンデンサーその他の主要施設の種類、最高使用圧力又は基数	当該施設に関する事項 一 設置箇所 二 換気施設 三 使用ポンプの種類又は最高使用圧力 四 ガス分離塔、精留塔、分留塔、コンデンサーその他の主要施設の種類、最高使用圧力又は基数
十三 石油鉱山におけるガソリンプラント（第九号の施設を除く。）	当該施設に関する事項 一 設置箇所 二 換気施設 三 使用ポンプの種類又は最高使用圧力 四 使用ポンプの種類又は最高使用圧力又は台数 五 オイルセパレータ、ガソリンレンシーバー、ガソニアブソーバー、エバポレータ、コンデンサーその他的主要施設の種類、最高使用圧力又は基数	当該施設に関する事項 一 設置箇所 二 換気施設 三 使用ポンプの種類又は最高使用圧力 四 ガス分離塔、精留塔、分留塔、コンデンサーその他の主要施設の種類、最高使用圧力又は基数
十四 鉛煙発生施設（第二一号、第五号、第六号、第十四号の二、第二十号、第二十四号から第二十六号まで及び第三十二号の施設の一部をなすものを除く。）	当該施設に関する事項 一 脱炭酸ガス施設に係る事項 二 高压ガス設備の個数、能力又は配置 三 一日に處理することができるガスの容積 四 高压ガス設備の個数、能力又は配置 五 高压ガス設備を設置する室の構造 六 一日に製造する高压ガスの容積が百立方メートル（製造する高压ガスが特定ガスの場合、三百立方メートル）以上の施設（冷凍のため高压ガスを製造する施設を除く。）又は冷凍のため高压ガスを製造する施設であつて、一日の冷冻能力が二十トン（フルオロカーボンを使用するものにあっては五十トン）以上のものに係る事項 イ 製造する高压ガスの種類 ロ 一日に圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積（冷凍のための施設にあっては、一日の冷冻能力） ハ 高压ガス設備の個数、能力又は配置 ニ 高压ガス設備を設置する室又は充てん容器を収納する室の構造 イ 高压ガス設備の安全弁の種類又は構造 ロ ガス放散塔の構造又は配管 ハ 緊急遮断装置の種類、構造又は配管 ニ ガス漏えい検知警報設備の種類、個数（個数の減少する場合に限る。） ホ 製造施設に設置する保安の確保に必要な設備に対する保安電力等の保有状況	当該施設に関する事項 一 脱炭酸ガス施設に係る事項 二 高压ガス設備の個数、能力又は配置 三 一日に處理することができるガスの容積 四 高压ガス設備の個数、能力又は配置 五 高压ガス設備を設置する室の構造 六 一日に製造する高压ガスの容積が百立方メートル（製造する高压ガスが特定ガスの場合、三百立方メートル）以上の施設（冷凍のため高压ガスを製造する施設を除く。）又は冷凍のため高压ガスを製造する施設であつて、一日の冷冻能力が二十トン（フルオロカーボンを使用するものにあっては五十トン）以上のものに係る事項 イ 製造する高压ガスの種類 ロ 一日に圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積（冷凍のための施設にあっては、一日の冷冻能力） ハ 高压ガス設備の個数、能力又は配置 ニ 高压ガス設備を設置する室又は充てん容器を収納する室の構造 イ 高压ガス設備の安全弁の種類又は構造 ロ ガス放散塔の構造又は配管 ハ 緊急遮断装置の種類、構造又は配管 ニ ガス漏えい検知警報設備の種類、個数（個数の減少する場合に限る。） ホ 製造施設に設置する保安の確保に必要な設備に対する保安電力等の保有状況
十五 粉じん発生施設又は石綿粉じん発生施設（第二十一号及び第二十三号から第二十八号までの施設の一部をなすものを除く。）	当該施設に関する事項 一 粉じん発生施設の構造 二 水銀排出施設の構造	当該施設に関する事項 一 粉じん発生施設の構造 二 水銀排出施設の構造
十六 坑廃水処理施設（水道水源法第二条第五項に規定する水道水源特定施設を含み、第五号、第六号、第十一号、第二十一号及び第二十三号から第二十八号までの施設の一部をなすものを除く。）	当該施設に関する事項 一 粉じん発生施設の構造 二 水銀排出施設の構造	当該施設に関する事項 一 粉じん発生施設の構造 二 水銀排出施設の構造
十七 ダイオキシン類発生施設（第五号、第六号、第二十号、第二十四号及び第二十六号の施設の一部をなすものを除く。）	当該施設に関する事項 一 粉じん発生施設の構造 二 水銀排出施設の構造	当該施設に関する事項 一 粉じん発生施設の構造 二 水銀排出施設の構造
十九 騒音発生施設	当該施設に関する事項 一 騒音発生施設の構造 二 振動発生施設の構造	当該施設に関する事項 一 騒音発生施設の構造 二 振動発生施設の構造
二十 廃棄物焼却炉（第五号、第六号及び第二十四号から第二十六号までに掲げる施設に附屬するもの並びに火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。）が二平	当該施設に関する事項 一 設置箇所 二 製造する高压ガスの種類 三 一日に圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積（冷凍のための施設にあっては、一日の冷冻能力） 四 高压ガス設備の個数、能力又は配置 五 高压ガス設備を設置する室又は充てん容器を収納する室の構造 六 一日に處理することができるガスの容積 七 高压ガス設備の個数、能力又は配置 八 高压ガス設備を設置する室又は充てん容器を収納する室の構造 九 高压ガス設備の安全弁の種類又は構造 十 ガス放散塔の構造又は配管 十一 緊急遮断装置の種類、構造又は配管 十二 ガス漏えい検知警報設備の種類、個数（個数の減少する場合に限る。） 十三 製造施設に設置する保安の確保に必要な設備に対する保安電力等の保有状況	当該施設に関する事項 一 設置箇所 二 製造する高压ガスの種類 三 一日に圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積（冷凍のための施設にあっては、一日の冷冻能力） 四 高压ガス設備の個数、能力又は配置 五 高压ガス設備を設置する室又は充てん容器を収納する室の構造 六 一日に處理することができるガスの容積 七 高压ガス設備の個数、能力又は配置 八 高压ガス設備を設置する室又は充てん容器を収納する室の構造 九 高压ガス設備の安全弁の種類又は構造 十 ガス放散塔の構造又は配管 十一 緊急遮断装置の種類、構造又は配管 十二 ガス漏えい検知警報設備の種類、個数（個数の減少する場合に限る。） 十三 製造施設に設置する保安の確保に必要な設備に対する保安電力等の保有状況

様式第一（第31条第4項関係）

				氣圧力容器（最高使用圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇二以下のものを除く。）
三十三	ガス集合溶接装置	当該施設に関する事項		
三十四	容量が一、〇〇〇キロリットル以上のガソリン、原油、ナフサその他の温度三十七・八度において蒸気圧が二十キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	一 設置箇所 二 ガスの種類又は最大貯蔵量 三 ガス装置室の構造 四 ガス集合溶接装置の構造 五 安全器の種類又は構造		
三十五	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設の構造		

様式第一（第31条第4項関係）（令元経産令31・令2経産令92：一部改正）

工事計画届

年月日

産業保安監督部長 殿

経営者名

鉱山保安法第13条第1項の規定により、特定施設の工事計画について、次のとおり届け出ます。

1. 鉱山名
2. 特定施設の種類及び設置場所
3. 工事着手予定日
4. 工事完成予定日

備考(1) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(2) 工事の計画が鉱山保安法第12条の経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを示す図面その他の説明資料を添付すること。

様式第二（第33条関係）（令元経産令31・令2 経産令02・一部改正）
特定施設の使用の開始（又は廃止）届
年 月 日
産業保安監督部長 殿
就業権者名
鈴山保安法第15条の規定により、特定施設の使用について、次のとおり届け出ます。
 1. 鈴山名
 2. 特定施設の種類及び設置場所
 3. 工事計画届出年月日
 4. 使用開始（又は廃止）年月日
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第三（第41条第2項関係）（令元経産令31・令2 経産令02・一部改正）
保安統括者（又は保安管理者）の選任（又は解任）届
年 月 日
産業保安監督部長 殿
就業権者名
鈴山保安法第22条第4項（第23条第3項において準用する同法第22条第4項）の規定により、保安統括者（又は保安管理者）について、次のとおり届け出ます。
 1. 鈴山名
 2. 選任（又は解任）した者の氏名
 3. 選任（又は解任）年月日
 4. 選任（又は解任）した者の役職名
 5. 前任者がいる場合にはその氏名
 備考(1) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 (2) 保安管理者又は鈴山保安法第22条第3項ただし書の保安統括者を選任する場合には、当該者が鈴山保安法施行規則第41条第1項の要件を満たすことを証する書面を添付すること。

様式第四（第42条関係）（令元経産令31・令2経産令02・一部改正）
保安統括者（又は保安管理者）代理者の選任届
年　月　日
産業保安監督部長 殿
試業権者名
鈴山保安法第24条第1項の規定により、保安統括者（又は保安管理者）代理者について、次のとおり届け出ます。
 1. 鈴山名
 2. 選任（又は変更）した者の氏名
 3. 選任（又は変更）年月日
 4. 選任（又は変更）した者の役職名
 5. 前任者がいる場合にはその氏名
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第五（第43条第4項関係）（平26経産令02・令元経産令31・令2経産令02・一部改正）
作業監督者の選任（又は解任）届
年　月　日
産業保安監督部長 殿
試業権者名
鈴山保安法第26条第2項の規定により準用する同法第22条第4項（第26条第2項の規定により準用する同法第23条の規定により準用する同法第22条第4項）の規定により、作業監督者について、次のとおり届け出ます。
 1. 鈴山名
 2. 選任（又は解任）した者の氏名
 3. 選任（又は解任）年月日
 4. 選任（又は解任）した作業の区分
備考① 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 ② 選任した者が鈴山保安法施行規則第42条第1項に掲げる作業の区分の当該資格を有することを証する書面を添付すること。
 ③ 第43条第2項に規定する作業監督者を選任する場合は、当該者が同項の要件を満たすことを証する書面を添付すること。

様式第六 (第444条第2項関係) (令元経産令31・令2経産令92・一部改正)

鉱山労働者代表の選任(又は変更)届

年月日

産業保安監督部長 殿

鉱山労働者名

鉱山保安法第31条第1項の規定により、鉱山労働者代表について、次のとおり届け出ます。

1. 鉱山名
2. 選任(又は変更)した代表者の氏名
3. 選任(又は変更)年月日
4. 選任(又は変更)した代表者の役職名
5. 前任者がいる場合にはその氏名

備考(1) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(2) 届出を行う鉱山労働者は任意の者とし、鉱業権者を経由して届け出ること。

様式第七 (第466条第1項関係) (平17経産令20・令元経産令31・令2経産令92・一部改正)

災害報告				
鉱山名 (鉱) 所在地(電話)	()			
鉱業権者名				
保安統括者氏名				
災害発生年月日時(1)	年月日時分			
災害の種類				
災害発生箇所(2)				
罹災者	職種名	姓	名	年齢
				罹災程度 (休業見込日数)
				経験年月
災害の概況				
災害の原因				
保安統括者又は保安管理者が本災害発生の前後にとった処置				
鉱業権者が本災害の発生前に講じていた保安を確保するための措置に対する評価				
鉱業権者が本災害に対してとった保安上の処置及び今後の対策				

年月日
産業保安監督部長 殿

鉱業権者名

備考(1) 災害発生年月日時は24時間制とすること。

(2) 石炭坑に係る報告については災害発生箇所の欄に坑名を記入すること。

(3) 説明図を添付すること。

(4) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第八 (第46条第2項関係) (令元経産令31・令2経産令92・一部改正)

鉱山名(鉱種)		災害月報年月分				
種別	回数	死亡	負傷		合計	損失日数
			重傷	傷		
事由			4週間以上持続する場合のもの	2週間以内のもの	総傷	
落盤又は側壁の崩壊	()	()	()	()	()	()
浮石の落下(前項以外)のため	()	()	()	()	()	()
ガス又は炭じんの爆発	()	()	()	()	()	()
ガス中毒又は空氣	()	()	()	()	()	()
ガス突出	()	()	()	()	()	()
山はね	()	()	()	()	()	()
自然免火	()	()	()	()	()	()
発破又は火薬類のため	()	()	()	()	()	()
立坑巻揚装置のため	チエン又はロープの切断	()	()	()	()	()
その他の	()	()	()	()	()	()
	チエン又はロープの切断	()	()	()	()	()
	新車の逸走又は脱線	()	()	()	()	()
前項以外の機械装置のため	鉄車に接触又は接触	()	()	()	()	()
	車両系統山機械又は自動車のため	()	()	()	()	()
	コンペアのため	()	()	()	()	()
	その他の	()	()	()	()	()
出水	火	()	()	()	()	()

内坑	機械のため	() () () () () () ()
	電気のため	() () () () () () ()
	飛石又は転石	() () () () () () ()
	工具のため	() () () () () () ()
	粉じんのため	() () () () () () ()
	落石又は倒壊物のため (運搬者の持っている物以外)	() () () () () () ()
	取扱中の器材等のため	() () () () () () ()
	墜落	() () () () () () ()
	転倒	() () () () () () ()
	その他の	() () () () () () ()
坑	計	() () () () () () ()
	岩盤の崩壊	() () () () () () ()
	発破又は火薬類のため	() () () () () () ()
	火災	() () () () () () ()
	風水害	() () () () () () ()
	鉄車のため	() () () () () () ()
	架空索道のため	() () () () () () ()
	運搬装置のため	() () () () () () ()
	コンペアのため	() () () () () () ()
	その他の	() () () () () () ()
さく井機械のため		
機械のため (石油鉱山については前項以外)		
電気のため		
ボイラーの破裂		
しゃく熱溶融物のため		

劇物のため	()	()	()	()	()	()	()
飛石又は転石	()	()	()	()	()	()	()
工具のため	()	()	()	()	()	()	()
外 粉じんのため	()	()	()	()	()	()	()
落下物又は倒壊物のため (運送者の持っている物 以外)	()	()	()	()	()	()	()
取扱中の器材部品等のため	()	()	()	()	()	()	()
墜落	()	()	()	()	()	()	()
転倒	()	()	()	()	()	()	()
その他	()	()	()	()	()	()	()
計	()	()	()	()	()	()	()
総計	()	()	()	()	()	()	()
種別	月末鉱山労働者数	稼働	延人員	稼働	延時間		
坑内外別	直轄 請負 合計	直轄 請負 合計	直轄 請負 合計	直轄 請負 合計			
坑内							
坑外							
合計							

年月日

産業保安監督部長 殿

鉱業権者名

備考

- (1) 諸負労働者に係る災害については、内数として()内に記載すること。
- (2) 例については、金属鉱山等及び石油鉱山のみ記載すること。
- (3) 本表は毎月20日現在により前月分を記載し、毎月末までに提出すること。
- (4) 本表には災害による業務上の死傷者を記載するものとし、軽傷は3日以上休業の者をいう。
- (5) 前号の休業日数は実際の休業日数によるものとし、毎月21日以後については20日現在における医師の診断による。
- (6) 本表は該当する死傷者及び災害がないときも提出すること。
- (7) 稼働延時間は各鉱山労働者の1箇月の稼働時間の総和とすること。
- (8) 損失日数は死亡者及び3日以上休業の者について記載し、一時労働不能者に

については休業日数をその損失日数とする。

(9) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第九(甲) (第46条第2項関係) (令元延産令31・令2延産令32・一部改正)

粉じん濃度の測定結果に基づく 作業環境評価結果報告書	
会社名 (姓) 所在地 (電話)	()
就業権者名	
作業場名	
測定年月日	年 月 日
測定方法	
測定者 (職名)	()
幾何平均値 (ng/m ³)	
幾何標準偏差	
質量濃度変換係数	
遊離けい酸	含有率 (%) 分析方法
管理濃度 (ng/m ³)	
管理区分	
管理区分が2又は3の場合の改善措置	
備考	

年 月 日

産業保安監督部長 殿

就業権者名

備考① 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

② 作業場の図面を添付すること。

様式第九(乙) (第46条第2項関係) (令元延産令31・令2延産令32・一部改正)

石墨粉じん濃度の測定結果に基づく 作業環境評価結果報告書	
会社名 (姓) 所在地 (電話)	()
就業権者名	
作業場名	
測定年月日	年 月 日
測定方法	
測定者 (職名)	()
幾何平均値 (本/m ³)	
幾何標準偏差	
管理区分	
管理区分が2又は3の場合の改善措置	
備考	

年 月 日

産業保安監督部長 殿

就業権者名

備考① 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

② 作業場の図面を添付すること。

様式第十（第46条第2項関係）（令元経産令31・令2経産令92・一部改正）

有害鉱業廃棄物の処理結果報告書										
鉱山名又は附属施設名 (鉱種)										
所在地(電話)										
鉱業権者名										
発生量に 關する事項 (m ³)	発生施設名									備考
	有害鉱業廃棄物の種類									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計			
	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
運搬先										
自己処理する場合	運搬量									m ³
処理場に依頼する場合	処分方法									m ³
委託する場合	処分量									m ³
受託者の氏名又は名称										
受託者の住所										
受託者の許可番号										
委託の内容										
委託量										m ³
年月日										鉱業権者名
産業保安監督部長 殿										

備考① 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

② この報告書は、4月1日から翌年3月31までの期間について記載し、遅滞なく提出すること。

様式第十一（第46条第2項関係）（令元経産令31・令2経産令92・一部改正）

汚漏負荷量測定方法届出書

年月日

産業保安監督部長 殿

鉱業権者名

鉱山保安法第41条第2項の規定により、汚漏負荷量の測定方法について、次のとおり届け出ます。

1 事業概要

鉱山等の名称				
鉱山等の所在地				
鉱山等全体の排水水の量	通常	m ³ /日	最大	m ³ /日
特定排水水	通常	m ³ /日	最大	m ³ /日
排水系統及び測定場所に関する概要図		別図1		
鉱山等平面図		別図2 (用水、排水系統、特定排水水の採取場所、計測器設置場所、水量計測場所等を書き込むこと。)		

2 汚漏負荷量測定方法

化学的懸念要求量		排出量	
窒素含有量		方 法	
りん含有量		方 法	
方 法		方 法	

3 特定排水等の水質計測方法

計測場所 番号	計測方法 (計測器型式等)	計測頻度 (採水時刻)	計測開始日	備考 (換算式、分析機関等)

4 特定排水等の量の計測方法

計測場所 番号	計測方法 (計測器型式等)	計測頻度 (採水時刻)	計測開始日	備考 (換算式、分析機関等)

5 汚漏負荷量の算定方法

項目	汚漏負荷量の算定式	汚漏負荷量の算定方法
化素 含有量 の求 算量		
窒 素 含 有 量		
りん 含 有 量		

6 その他参考となるべき事項

--

備考 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A4 とすること。

様式第十二(第46条第2項関係)

年度		期		放射性物質濃度等報告書			
鉱山名 (鉱種)				()			
所在地(電話)							
鉱業権者名							

1 線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度

測定箇所			管 理 区 域			管 理 区 域 外		
線量当量率	前半の3月間	月	平均値					
	後半の3月間	月	平均値					
空気中の放射性物質の濃度	放射性物質の種類							
	前半の3月間	月	平均値					

2 水の中の放射性物質の濃度

測定箇所	放流前の坑廐水	坑廐水と合流する前の河川	坑廐水と合流した後の河川	剤岩用水
放射性物質の種類				
前半の3月間	平均値			
後半の3月間	平均値			
ヶ月	最高値			
ヶ月	最高値			

3 放射線業務従事者の1年間の線量分布(4月30日までに提出すべき報告書に限り記載すること。)

1年間の線量当量(mSv)	5以下	5を超える15以下	15を超える20以下	20を超える25以下	25を超える50以下	50を超えるもの	計
放射線業務従事者数(人)							

4 女性(妊娠する可能性がないと診断された者及び妊娠の意志のない旨を鉱業権者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の3月間の線量分布

3月間の線量当量(mSv)	1以下	1を超える2以下	2を超える5以下	5を超えるもの	計
前半の3月間					
後半の3月間					
ヶ月					
ヶ月					

年月日
産業保安監督部長 殿

鉱業権者名

- 備考(1) 3については、4月1日から翌年の3月31までの期間について記載し、その他については、4月1日から9月30までの期間又は10月1日から翌年の3月31までの期間について記載すること。
 (2) 報告は当該期間経過後の1月以内に行うこと。
 (3) 3については、4月30日までに報告すべき報告書に限り提出すること。
 (4) 「測定箇所」については保安規程に定められた箇所別に記載すること。
 (5) 「最高値」については3月以内において、保安規程に定められた期間についての平均濃度の各3月間における最高値を記載すること。
 (6) 用紙の大きさは、日本産業規格A4すること。

様式第十三（第49条関係）（令元経産令31・一部改正）

(表 面)

← 3センチメートル →				鈴木保安法第47条の規定による立入検査証		
↑ ↓ 4センチメートル ハンマー印	写 真		勝名 氏名 印	年 月 日生 年 月 日発行		
				発行者 ㊭		

(裏面

鉛山保安法拔粹

(報告収容等)

第47条 総務産業官は大臣は産業保護監査部長は、保安の監査上必要があると認めたときは、該業者その他の関係者に監査書等を交付する。又は総務監査官その他の職員は、銅山及石炭坑の附属施設に立ち入り、保安に関する業務若しくは該状況若しくは書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問せることができる。

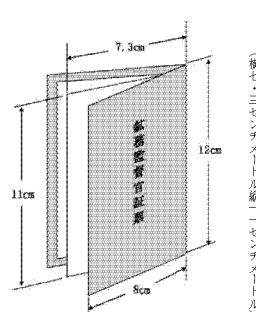
2. 総務監査官その他の職員が前項により立入検査をし、又は質問する場合においては、その監査上の請求があると認めたときは、保安委員会を立ち会わせることができる。

3. 総務監査官その他の職員が第一項の規定により立入検査をし、又は質問する場合は、その身分を示す書類を拂捧し、かつ、關係者の請求があるときは、これを提出しなければならない。

4. 第一項に規定する権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とすること。

様式第十四（第50条関係）



樣式第十四（第50条關係）（平二四經變令六八・平二九繩變令五〇・一範改

二
頌揚

<p>←4センチメートル→</p> <p>写 真</p> <p>↓</p> <p>経済産業省印</p>	<p>↑</p> <p>5センチメートル</p> <p>↓</p>	<p>一面</p> <p>年 月 日交付</p> <p>経済産業官の 証</p> <p>経済産業省 氏名</p>
---	-----------------------------------	--